

主催:広島県&広島県移動ネット 後援:広島県社会福祉協議会 協力:広島県共同募金会
「地域における移動サービスの創出・展開」 2022年11月4日

行政の支援について

ー 補助金の有効な運用 & 支援の方法（事例を踏まえて）ー

NPO法人 全国移動サービスネットワーク 副理事長 河崎民子



全国移動サービスネットワークの活動（全国移動ネットとは）

● 高齢者や障がい者などの移動・外出支援に取り組む団体の中間支援組織 ● **25の地域(県域)ネットワークの全国組織/1998年設立**
 ● **法制度**などに関する**調査研究**事業および**政策提言** ● 移動サービスに関する**相談対応**、**情報提供**、**立上げ支援** ● 会報、出版物、**認定運転者講習テキスト**等の発行 ● 災害時移動支援の推進等に取り組む

さまざまな支援を実施

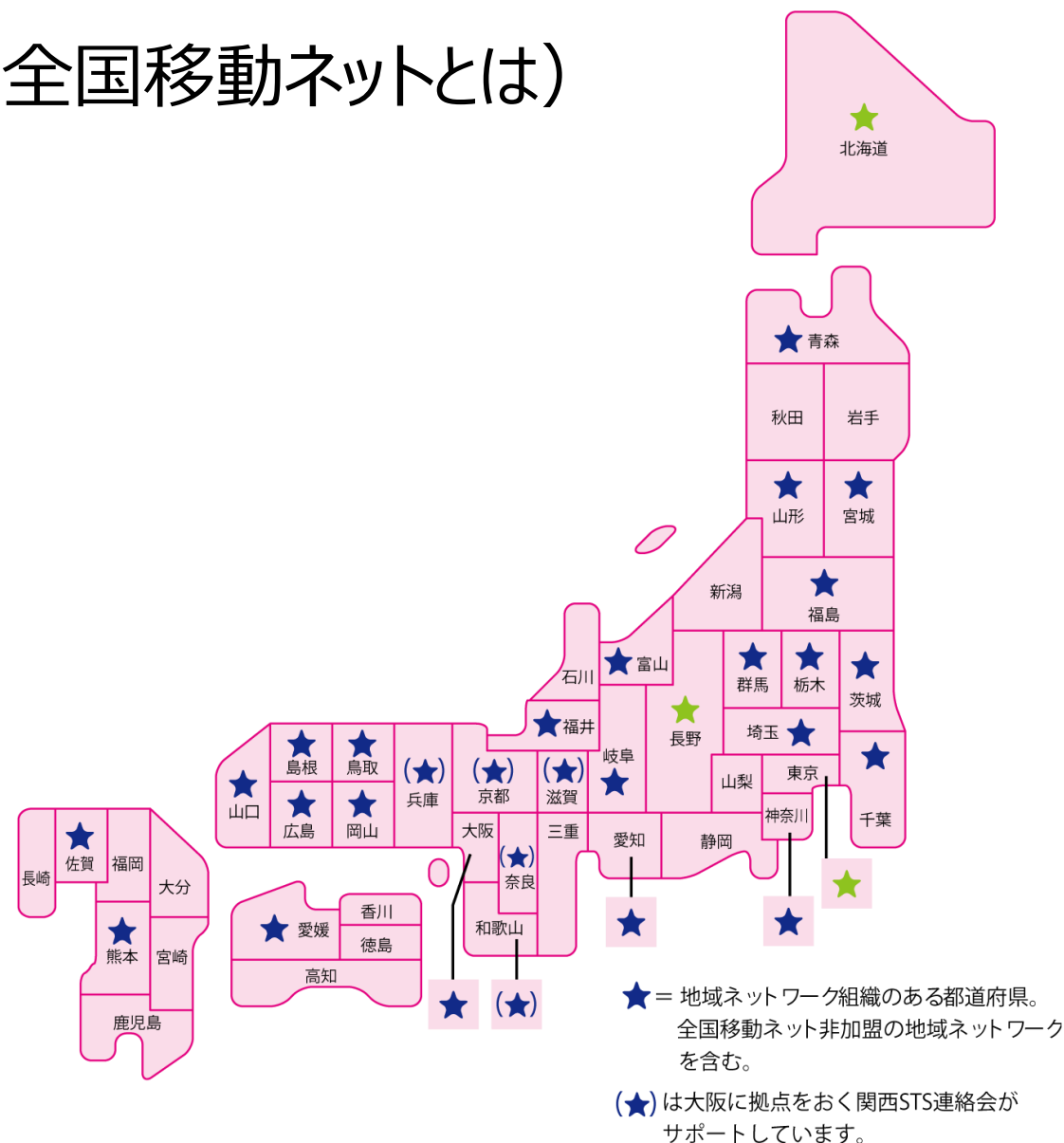
■ 自治体支援 住民主体による移動支援活動創出に係るアドバイザー派遣、相談対応

県委託：静岡県、新潟県、長野県、山梨県、福井県、愛知県、香川県など

依頼に応じて、地方厚生局主催市町村セミナー、SC養成研修、協議体の勉強会、社協主催の講習会、地域ネットワークの学習会へ講師派遣、市町村職員およびSC等の職員会合へのアドバイザー派遣

■ 講演、ワークショップの進行、運転者講習会の開催、職員会議等での情報提供など

沖縄



★ 北海道など現在はネットワーク組織が形成された地域がある

【 お話する内容 】

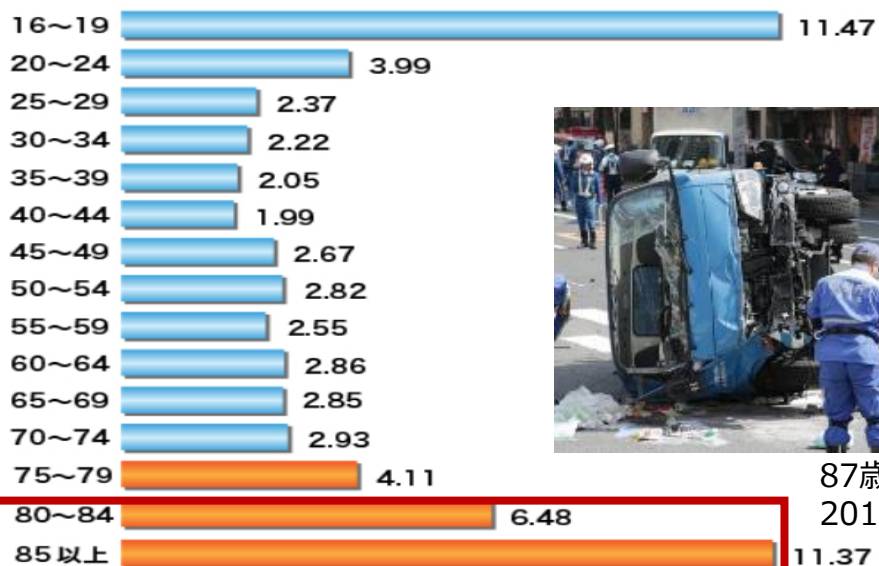
- **生活に必要な外出に困る高齢者の増加と互助活動**
- **地域で支え合う取組み事例 & 自治体による立上げ支援**
 - ・デイサービス事業所など法人の公益的な取組と地域の連携
 - ・困りごと支援(生活支援)のメニューのなかで車を使う支援
- **道路運送法の登録が必要な活動と課題**
- **道路運送法の登録が必要でない互助活動**
- **厚生労働省マターの補助金および交付金**
- **事故について & 事故への備えと保険**

生活に必要な外出に困る高齢者が増えている要因・課題

- 1) 少子高齢&人口減少社会の進行 高齢独居・高齢者のみ世帯の増加
- 2) 公共交通が充実していない地域がある
(交通事業者への財政支援の限界)
- 3) 駅やバス停が遠い・歩けない
- 4) 超高齢者の免許返納問題

代替手段
が必要

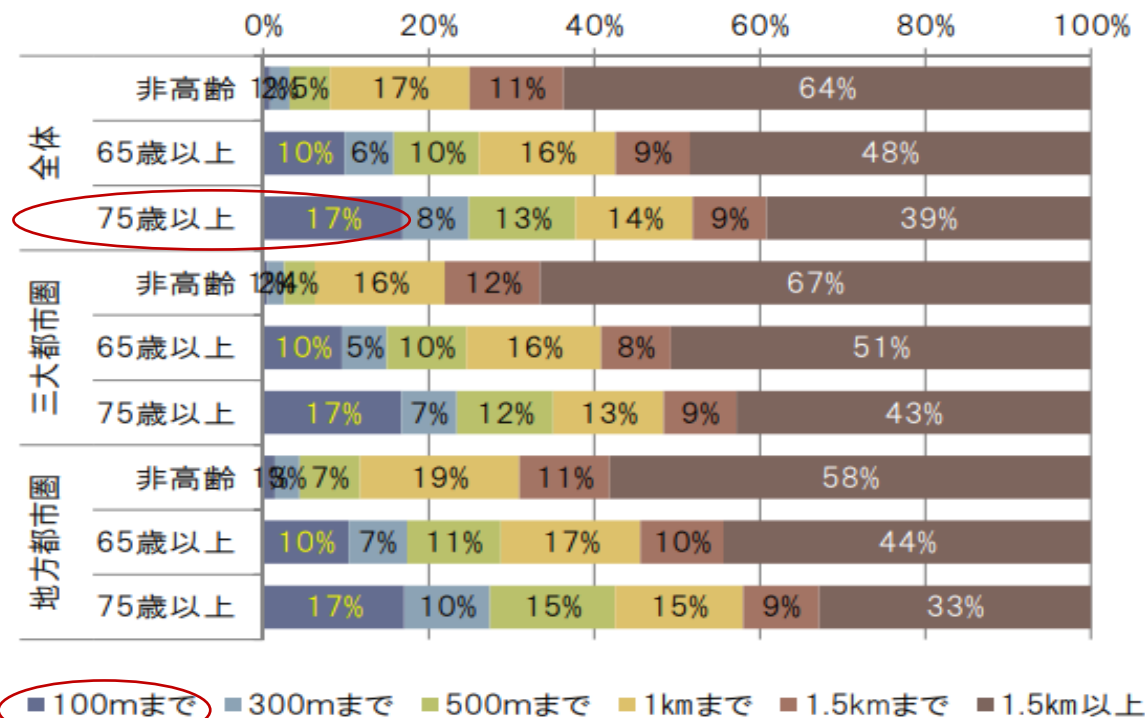
年齢層別の死亡事故件数（免許人口10万人当り）



87歳の男性による池袋の事故
2019.4.19 時事ドットコム

●無理なく休まずに歩ける距離は100メートルまでと75歳以上の17%が回答（国土交通省の調査）

■高齢非高齢別にみた無理なく休まずに歩ける距離



資料：国土交通省「全国都市交通特性調査」（平成27年）
※全国の70市を対象に集計

全国各地から寄せられる移動・外出に関する課題

買物が大変になってきた。でも自分で選びたい

免許を返納したいが、その後の買物や通院が心配

買物帰りの坂道がきつい。ちょっとの段差で転んだ

一人暮らしの認知症の人。通院で付添う人がいない

障害がある人が困っている。ひとりで友人宅や買物に行けない

体操クラブや居場所に行きたい。でも行く手段がない

いつもは家族の車で出かける。でも本当は馴染みの人と出かけたい

家族の支援がない障害者は社会参加が難しい

通院や買物に、タクシー利用はお金がかかりすぎる

コロナで毎日行くところがなくてつまらない。虚弱になりそう

知人に毎回乗っけてもらうのは気が引ける

車いすの人はバスの乗降がしづらい。介護タクシーは高い

車いすの人は、外出したいときに出かけられない

支え合いの仕組みが必要

福祉有償運送団体などを紹介

食料品アクセス困難人口

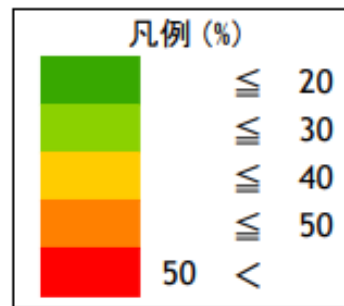
出典：農林水産政策研究所

食料品アクセス困難人口とは、店舗まで500m以上かつ自動車利用困難な(65歳以上または75歳以上)高齢者を指す。店舗は、食肉、鮮魚、野菜・果実小売業、百貨店、総合スーパー、食料品スーパー、コンビニエンスストアが含まれる

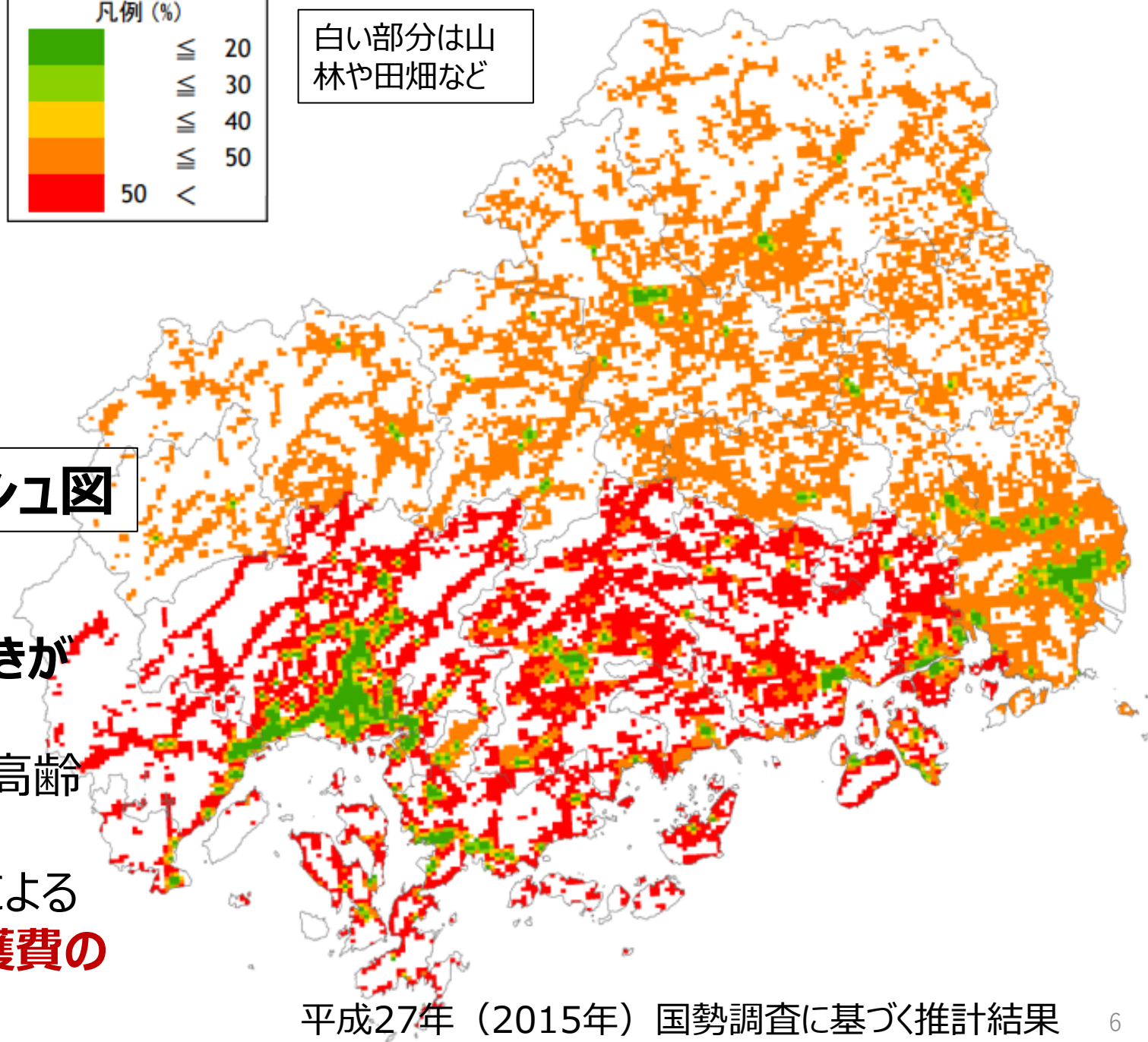
75歳以上の割合 広島県 メッシュ図

買物環境の悪化の影響として、

- ①高齢者の外出頻度の低下による**生きがいの喪失**
- ②商店までの距離が遠くなることによる高齢者等の**転倒・事故リスク**の増大
- ③食品摂取の多様性が低下することによる**低栄養化**及びこれによる**医療費**や**介護費の増加の可能性**がある

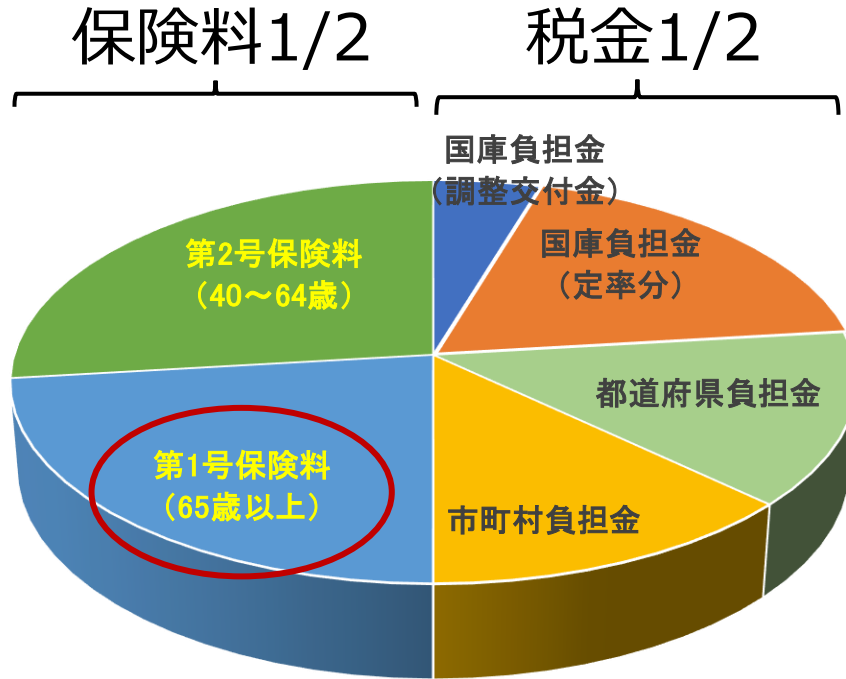


白い部分は山林や田畑など



平成27年（2015年）国勢調査に基づく推計結果

介護保険の財源構成と規模



厚生労働省老健局 資料から

要介護者等への給付
1人平均210万円/年
(市町村で異なる)

介護予防の取組みが急務
(税 & 保険料は限界に近い)

介護給付と保険料の推移

高齢人口の増加とともに要介護認定者も増え **給付費は当初の3倍、保険料も2倍に**

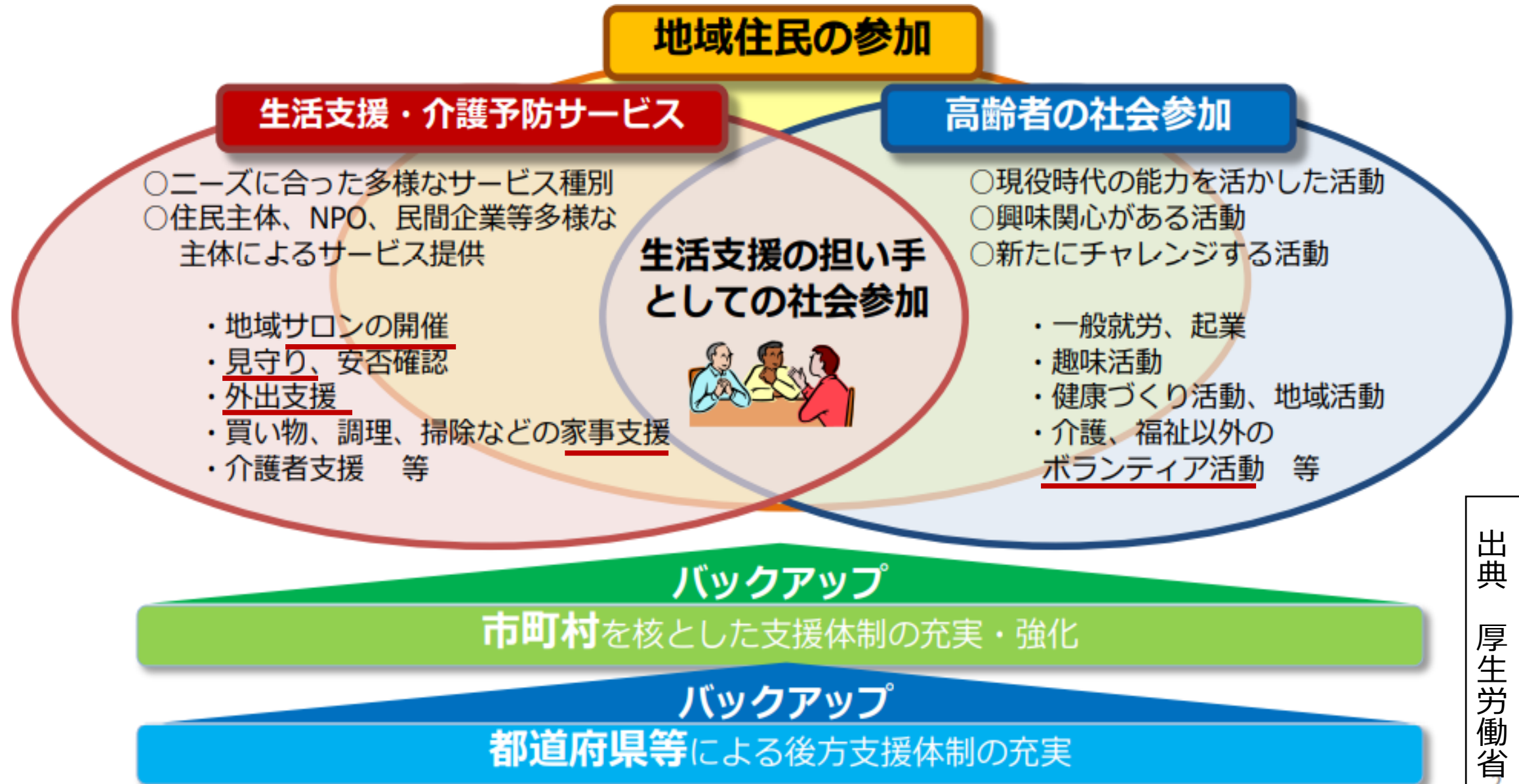
事業運営期間	事業計画	給付 (総費用額)	保険料	介護報酬の改定率
2000年度	第一期	3.6兆円	2,911円 (全国平均)	H15年度改定 ▲2.3%
2001年度	第一期	4.6兆円		
2002年度	第一期	5.2兆円		
2003年度	第二期	5.7兆円	3,293円 (全国平均)	H17年度改定 ▲1.9%
2004年度	第二期	6.2兆円		
2005年度	第二期	6.4兆円		
2006年度	第三期	6.4兆円	4,090円 (全国平均)	H18年度改定 ▲0.5%
2007年度	第三期	6.7兆円		
2008年度	第三期	6.9兆円		
2009年度	第四期	7.4兆円	4,160円 (全国平均)	H21年度改定 +3.0%
2010年度	第四期	7.8兆円		
2011年度	第四期	8.2兆円		
2012年度	第五期	8.8兆円	4,972円 (全国平均)	消費税率引上げに伴う H26年度改定 +0.63%
2013年度	第五期	9.2兆円		
2014年度	第五期	9.6兆円		
2015年度	第六期	9.8兆円	5,514円 (全国平均)	H27年度改定 ▲2.27%
2016年度	第六期	10.0兆円		
2017年度	第六期	10.8兆円		
2018年度	第七期	11.1兆円	5,869円 (全国平均)	H29年度改定 +1.14%
2019年度	第七期			
2020年度	第七期			H30年度改定 +0.54%

※2016年度までは実績であり、2017～2018年度は当初予算である。

RR

2021年改定(第8期) 65歳以上の保険料 基準月額 全国平均 月6,014円
基準月額 広島市：6,250円 安芸高田市：6,750円 庄原市：6,551円

厚生労働省の方針・提案 支え合いの地域づくり



外出と交流は 健康と深くかかわっている

日本老年学的評価研究機構の調査から

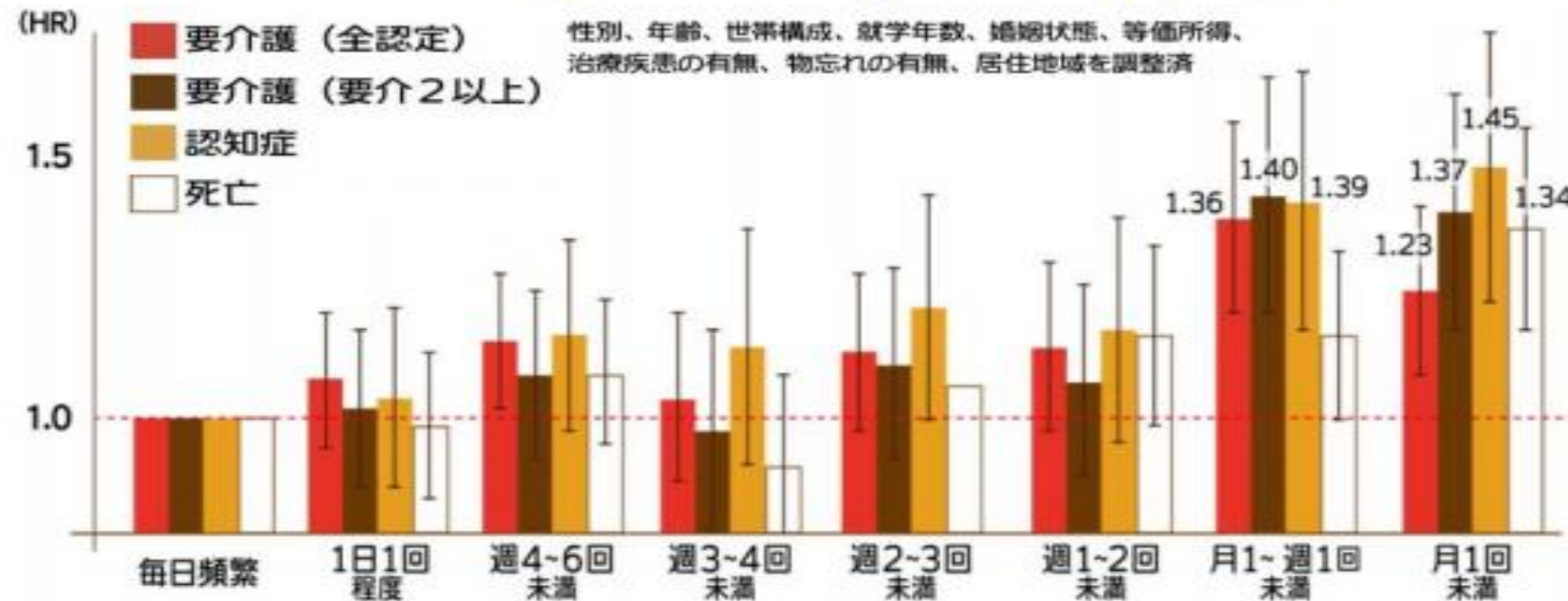


Japan Gerontological Evaluation Study : 日本老年学的評価研究

JAGES 健康とくらしの調査

人との交流は週 1 回未満から健康リスクに

～認知症や要介護(要介護2以上), 死亡が1.3～1.4倍～



他者との交流頻度

10年間のコホートデータを使用。約12000人を解析した結果。

朝日新聞
「天声人語」

高齢者には
きょうようときょういく
が大事

- ・今日 用がある
- ・今日 行くところがある

高齢者の社会参加(ボランティア等)が 介護予防・健康寿命延伸に重要

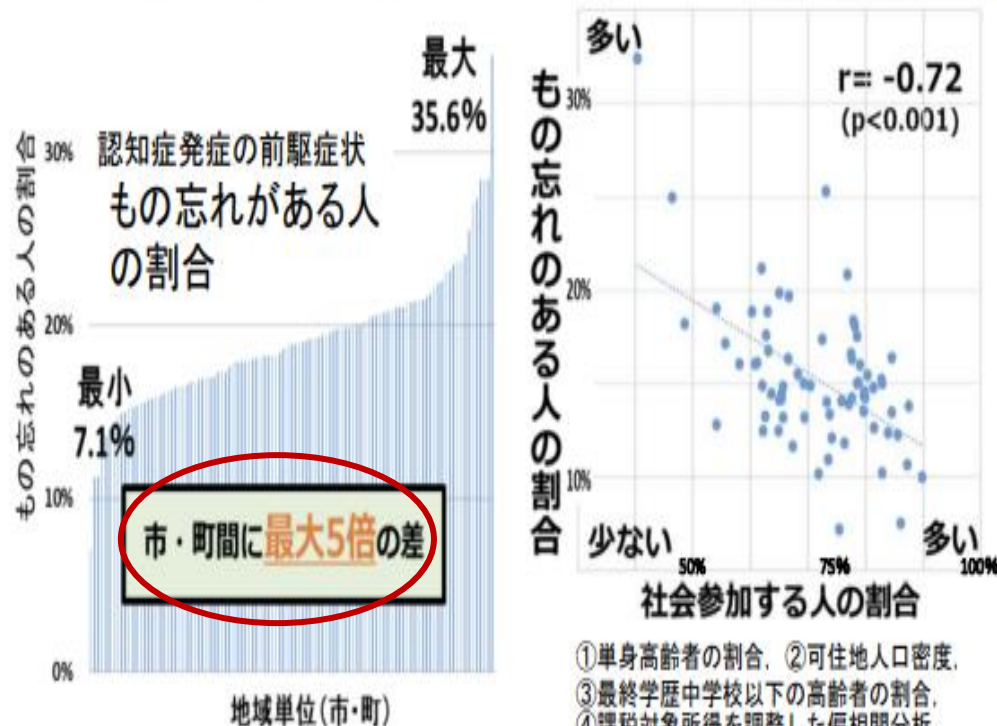


Japan Gerontological Evaluation Study : 日本老年学的評価研究

JAGES 健康とくらしの調査

社会参加する人が多い市・町ほど もの忘れがある人が少ない

社会参加: 仕事, 趣味, スポーツ, ボランティア, 子育て支援, 学習活動など種類にかかわらず年数回以上活動
JAGES2013
N=105市町 (338,659人)



Seungwon Jeong, Yusuke Inoue, Katsunori Kondo, Kazushige Ide, Yasuhiro Miyaguni, Eisaku Okada, Tokunori Takeda, Toshiyuki Ojima. Correlations between Forgetfulness and Social Participation: Community Diagnosing Indicators. Int. J. Environ. Res. Public Health 16(13): 2426, 1-11, 2019.

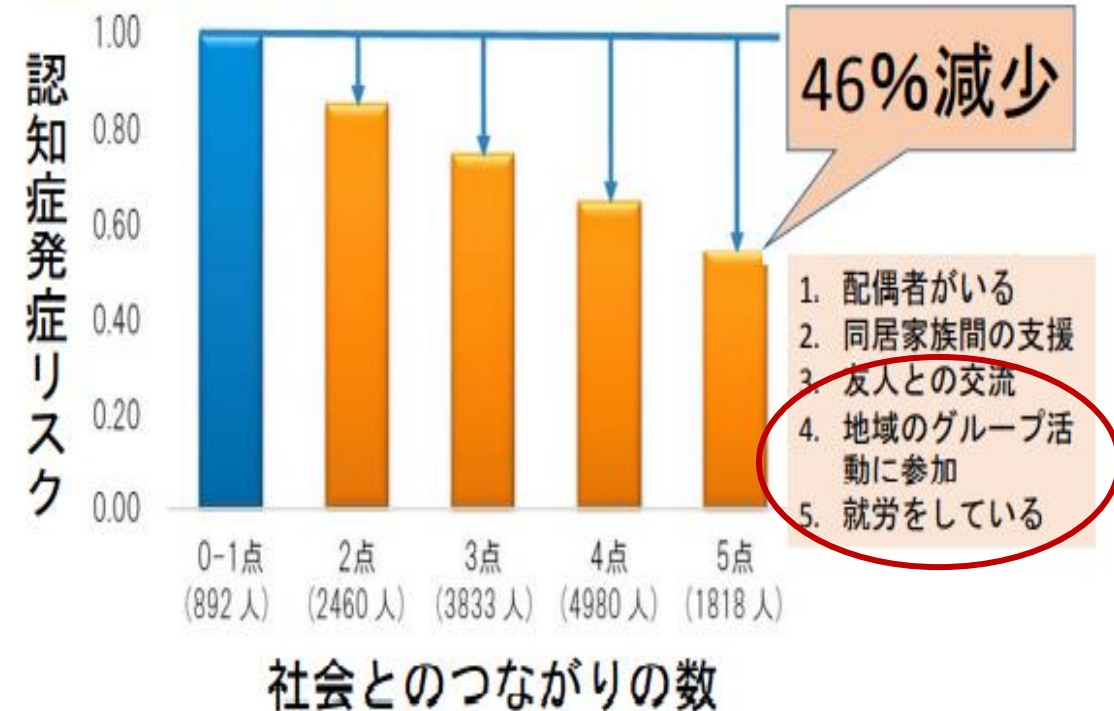


Saito T, et. al., J Epidemiol Community Health. 2018; 72(1):7-12.

doi: 10.1136/jech-2017-209811

13984名を9.4年追跡

社会との多様なつながりがある人で 認知症発症リスクは半減



■ 生活に必要な外出に困る高齢者の増加と互助活動

■ 地域で支え合う取組み事例 & 自治体による立上げ支援

- ・デイサービス事業所など法人の公益的な取組と地域の連携
- ・困りごと支援(生活支援)のメニューのなかで車を使う支援

■ 道路運送法の登録が必要な活動と課題

■ 道路運送法の登録が必要でない互助活動

■ 厚生労働省マターの補助金および交付金の活用

■ 事故について & 事故への備えと保険

住民主体を後押しする 機能やツール

■ 介護保険制度一部改正による機能（2015年～）

- 専門職としての**生活支援コーディネーター**（支え合い推進員）の配置
- **協議体の設置**（第1層、第2層）**地域の課題と対策を考える場**



■ 社会福祉法改正による**社会福祉法人の制度改革**（2016年） ➡ **公益的取組を実施する責務** ※13スライド

デイサービス車両の空き時間で買物支援・サロン送迎等（車両等の確保）

■ 自治体等による移動支援活動**立上げ支援**

- ・アドバイザー派遣や寄添い支援：新潟県、静岡県※14～17スライド、長野県、山梨県、埼玉県、富山県、岩手県、奈良県、福井県、岡山県など
- ・相談窓口の設置（電話＆メール相談）

- ・地域支え合い型ドライバー養成研修の実施：神奈川県秦野市、海老名市、東京都町田市、静岡県御殿場市、函南町など
※秦野市事例28スライド

社会福祉法人と 公益的な取組



- **1951(昭和26)年**に起源がある**社会福祉法**にもとづき設立された法人
- 全国に約 2 万法人(2017年度末)。救護施設や児童養護施設、**特別養護老人ホーム**、**障害者入所・支援施設**、**保育所**などを経営
- 制度創設時の時代背景から、さまざまな**税の優遇措置**を受けている
- 2013年の社会保障審議会介護給付費分科会で厚生労働省が特別養護老人ホームの**内部留保に関する調査結果を公表**。特養 1 施設あたり平均 **3 億 1 千万円**が**内部留保**されており、総額 2 兆円規模になることから社会問題に
- **2016年**公布の**社会福祉法一部改正**により、公益性が高い法人として**本来のあり方へ制度改革**が行われた

社会福祉法人制度の改革（主な内容）

○ 公益性・非営利性を確保する観点から制度を見直し、国民に対する説明責任を果たし、地域社会に貢献する法人の在り方を徹底する。

1. 経営組織のガバナンスの強化

- 理事・理事長に対する牽制機能の発揮
- 財務会計に係るチェック体制の整備

- **議決機関としての評議員会を必置** ※理事等の選任・解任や役員報酬の決定など重要事項を決議（注）小規模法人について評議員定数に係る経過措置を設ける。
- **役員・理事会・評議員会の権限・責任に係る規定の整備**
- **親族等特殊関係者の理事等への選任の制限に係る規定の整備**
- **一定規模以上の法人への会計監査人の導入** 等

2. 事業運営の透明性の向上

- 財務諸表の公表等について法律上明記

- **閲覧対象書類の拡大と閲覧請求者の国民一般への拡大**
- **財務諸表、現況報告書**（役員報酬総額、役員等関係者との取引内容を含む。）、**役員報酬基準の公表に係る規定の整備** 等

3. 財務規律の強化

- ① 適正かつ公正な支出管理の確保
- ② いわゆる内部留保の明確化
- ③ 社会福祉事業等への計画的な再投資

- ① **役員報酬基準の作成と公表、役員等関係者への特別の利益供与を禁止** 等
- ② **純資産から事業継続に必要な財産（※）の額を控除し、福祉サービスに再投下可能な財産額（「社会福祉充実残額」）を明確化**
※①事業に活用する土地、建物等 ②建物の建替、修繕に必要な資金 ③必要な運転資金 ④基本金、国庫補助等特別積立金
- ③ **再投下可能な財産額がある社会福祉法人に対して、社会福祉事業又は公益事業の新規実施・拡充に係る計画の作成を義務づけ**（①社会福祉事業、②地域公益事業、③その他公益事業の順に検討） 等

4. 地域における公益的な取組を実施する責務

- 社会福祉法人の本旨に従い他の主体では困難な福祉ニーズへの対応を求める

- **社会福祉事業又は公益事業を行うに当たり、日常生活又は社会生活上支援を要する者に対する無料又は低額の料金で福祉サービスを提供することを責務として規定** ※利用者負担の軽減、無料又は低額による高齢者の生活支援等

5. 行政の関与の在り方

- 所轄庁による指導監督の機能強化
- 国・都道府県・市の連携を推進

- **都道府県の役割として、市による指導監督の支援を位置づけ**
- **経営改善や法令遵守について、柔軟に指導監督する仕組み（勧告等）に関する規定を整備**
- **都道府県による財務諸表等の収集・分析・活用、国による全国的なデータベースの整備** 等

静岡県事業の概要

【静岡県健康福祉部健康局健康福祉増進課提供資料】

＜平成28～30年度＞ 運転免許返納への対策・関係者会議の開催 ＜平成28.29年度＞「**運転免許を返納した高齢者の移動支援に関する連絡会**」の開催 ＜平成30年度＞ **移動手段の確保に係る検討会議**を県主催で実施(10/31) 議題：市町アンケート等による課題集約 参加者：県医師会、県警察本部、認知症の人と家族会静岡県支部、市町(2市)、地域包括支援センター(1市)、県社会福祉法人経営者協議会、県・市社会福祉協議会、静岡運輸支局、県バス協会・県タクシー協会、県地域交通課・くらし交通安全課・長寿政策課、全国移動ネット ➡ **関係団体が連携・協働し、地域で生活する高齢者等の移動手段サービスの創出**

＜平成30年度＞ **移動支援制度説明会・交通安全講習会**の開催（県内3会場）

＜令和元年度＞ 移動サービス創出支援事業（モデル地区における実証実験の実施）

令和元年度は、平成30年度までの移動サービスの取組を更に進めて、**県内市町への横展開を図ることができるよう**、運営者、移動の形態、運行地域など**特性の異なる3地区を実現モデルとして実施**。移動サービスに関する有識者がアドバイザーとして指導・助言

対象地区	実施主体	形態	運行地域※	試行実施内容
御殿場市	市社協	乗合巡回	郊外	運転ボランティアによるスーパーへの無償送迎
島田市	地区社協	個別送迎	中山間地	会員制による生活支援サービスの一環として送迎
湖西市	地区社協	乗合送迎	駅周辺	サロンからスーパー、自宅への無償のルート送迎
	運転ボランティア	個別送迎	駅周辺	自宅からサロンへの無償送迎



※財源：保険者機能強化推進交付金



<令和2年度> ①移動サービス後方支援体制整備事業 【相談窓口設置・アドバイザー派遣】

移動サービスの立ち上げや継続を視野に、地域の困り事や課題、トラブル等に対応する相談体制を構築するため、
総合相談窓口の設置及びアドバイザー派遣を実施（全国移動サービスネットワークに委託し実施）

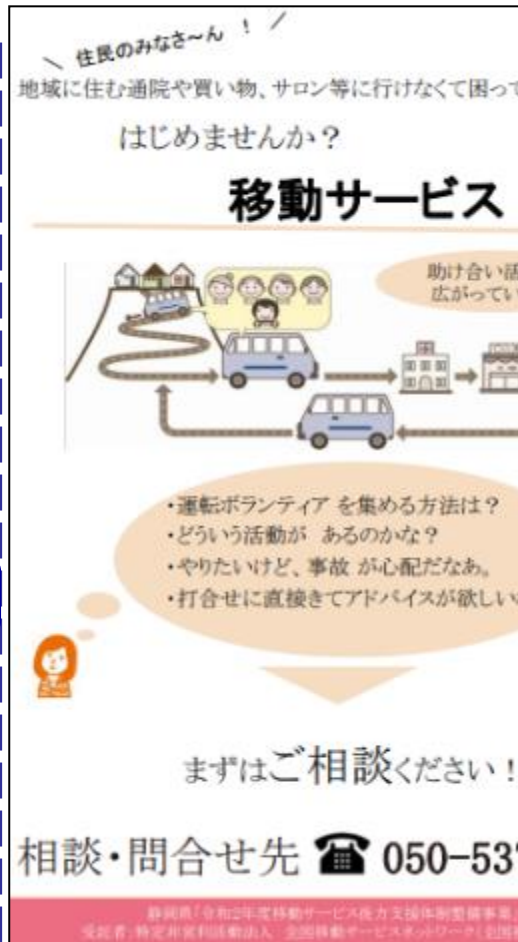
主な相談実績（令和2）

相談窓口（41件）

- 先進事例紹介
- 道路運送法等の制度
- 担い手や車両確保
- 各種保険制度
- 利用料金や謝金
- 関係者会議の開催・・・

アドバイザー派遣（20件）

- 実証実験開催に向けた関係者会議
- 移動サービス立ち上げに向けた関係者会議・・・



住民のみならず！
地域に住む通院や買い物、サロン等に行けなくて困っていませんか？

移動サービス

助け合い活動が広がっています

・運転ボランティアを集める方法は？
・どのような活動があるのかな？
・やりたいけど、事故が心配だなあ。
・打合せに直接きてアドバイスを欲しい

まずはご相談ください！

相談・問合せ先 ☎ 050-5371-7059

静岡県「令和2年度移動サービス後方支援体制整備事業」
受託者：特定非営利活動法人「全国移動サービスネットワーク（全国移動ネット）」

事業の概要

実施期間 令和2年5月19日（火）～令和3年3月18日（木）

対象者 静岡県内の方はどなたでも

利用料金 無料（但し、電話相談に係る通話料は利用者負担）

担当者 移動サービスに関する制度や先進事例に精通し、
移動サービスの立ち上げの実績がある相談員及び
アドバイザー（全国移動ネットに所属）

1 相談窓口（電話・メール相談）

開設日 火曜日・木曜日（祝日・年末年始除く）

時間帯 13時から16時まで

相談内容 移動サービスの実施に関すること全般

相談先 ☎ 050-5371-7059
✉ info@zenkoku-ido.net
（メール相談は随時対応）

専用フォームからもアクセスできます

2 アドバイザー派遣

実施日 日にち、曜日及び時間帯は要相談

派遣対象 各種移動サービスに関するセミナーや勉強会、
協議会、関係者打合せ、実証実験等

申込先 お住まいの市町高齢者福祉担当課へご相談ください。

<お申込の流れ>

申込者 → お住まいの市町 → 全国移動ネット

静岡県「令和2年度移動サービス後方支援体制整備事業」
受託者：特定非営利活動法人「全国移動サービスネットワーク（全国移動ネット）」

移動サービス事例報告会の開催

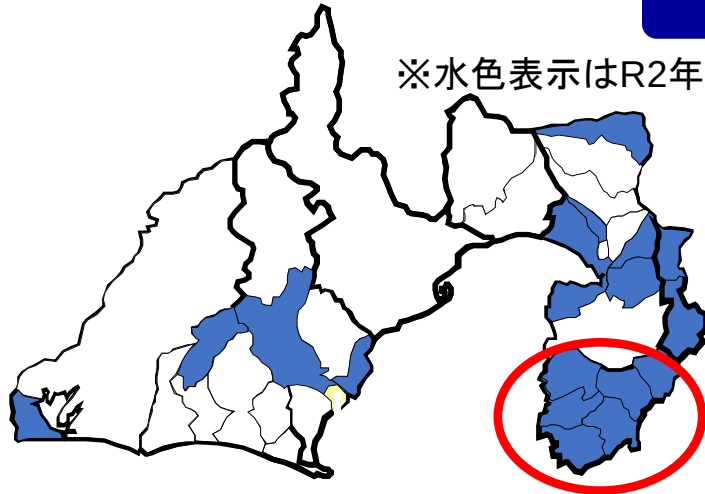
移動サービスの**立上げ**や**普及展開**の手法を県内外の実践事例を通じて学び、**各市町へ横展開を図る**ため令和3年2月17日オンライン開催。参加者**1,045名**（全国44都道府県の行政関係者等も参加）**基調講演**：全国移動ネット **事例報告**：南伊豆町、西伊豆町、御殿場市、島田市など

新型コロナウイルス感染防止の観点から、8月以降は、アドバイザーは原則**オンライン派遣**（Zoomを利用）

<令和2年度> ②市町のニーズに応じた個別の伴走支援～壮年熟期活躍プロジェクト～

「ふじのくに型人生区分」における**壮年熟期（66～76歳）**の方を対象に、継続的な**社会参加活動**につなげるための知識や技能の習得を目的として、県と市町が連携し、**生活支援の担い手等として活躍するためのノウハウを学ぶ「講習・体験会」**で実施（R2年度は17市町で実施）

県と市町が連携



※水色表示はR2年度実施市町

特に、伊豆半島南部の賀茂地域の1市5町では、合同セミナーの開催など一体的な取組を実施

実施内容	市町数
移動サービス	11市町
生活支援・介護予防	2市町
居場所づくり	1市町
意識醸成	3市町
計	17市町

地域に必要な支え合い活動

- 住民同士の見守り
- ちょっとした生活支援（ゴミ出し、買い物の荷物持ち等）

- ▶見守り
- ▶家事援助
- ▶外出支援



地域社会の支え手として社会参加



長寿者の社会参加

- 知識・経験を活かす活動
- 新たにチャレンジする活動

- ▶起業・就労
- ▶ボランティア
- ▶地域活動
- ▶趣味



【個人の視点】

役割があり、生きがい、やりがいにつながる。

【社会の視点】

安心して暮らしつづけられる地域づくり。

壮年熟期

66～76歳

さまざまなことに熟達し、社会で元気に活躍する世代

社会参加のススメ
マニュアル

静岡県内における市町の取組状況

(令和4年4月 福祉長寿政策課調査)

◎ 道路運送法における許可又は登録が
必要な外出支援の取組

区分	デマンド運行 (バス・タクシー)	交通空白地 有償運送		福祉 有償運送	
		市町 主体	NPO等 主体	市町 主体	NPO等 主体
市町 数	20	11	3	2	22
団体 数	74	35	8	3	51

◎ 道路運送法における許可又は登録が
不要な外出支援の取組

区分	市町	社協	自治会	社会福祉 法人	NPO	合計
市町数	7	9	13	6	3	75 団体
団体数	11	25	25	10	4	



住民主体の移動サービスに取り組む団体数

25団体（平成29）⇒ 62団体（令和2）

全国の住民主体の取組み事例

実施事例パターン

- 1 法人の「**公益的な取組**」等と**地域が連携** ※19～20スライド
- 2 地域が「**生活支援と一体的に**」**外出を支援** ※21～22&36スライド

(自治体が総合事業等の補助金で上記を支援)



支援形態・目的地		使用車両		運転と付添・添乗	調整
1【 乗りあって 】 定期的な実施 毎週水など	買物支援	法人の車	(個人の車)	法人職員 またはボランティア	ボランティア、 社協や地域包括
	居場所への送迎				
	巡回				
2【 個別に 】	通院など個人ニーズ（生活支援と一体）	(法人の車)	個人の車	ボランティア(1人で支援するケースが多い)	ボランティア 社協や地域包括

これらは 許可・登録の手続き**不要の形態**で行われることが多い

1 乗りあって【事例】神奈川県秦野市「とちくぼ 買い物クラブ」(柵窪地区)

形態:乗合い(買物支援) 車両:社会福祉法人 運転&付添:ボランティア 許可・登録不要

【経過】市西部の渋沢・千村地域の地区自治会連合会から買物支援について市へ要望→市が自治会長と協議して18自治会の全戸にアンケートを配布(回答1,571世帯)→高齢化率50%以上で「すぐにも乗りたい」との回答が11人からあった柵窪地区で移動支援を試行することになった(柵窪自治会96世帯、自治会加入率95%)

互助
活動

モデル実施 2018.9～11月	・毎週(水)10:00～12:00 無料 ・最初は市の公用車を利用(7人乗りワゴン) 運転ボランティア:自治会役員など6人 ※秦野市地域支え合い型認定ドライバー養成研修受講
利用者の 感想	・久しぶりに〇〇さんと会って話せて嬉しかった ・自分の目で見て納得できる買物ができた ・坂道が多くて大変だったが買物がラクになった ・今後末永くやってほしい
市の対応	・1ヵ月ごとにボランティアや利用者との協議を行う ・柵窪地区近隣の社会福祉法人へ事業の担い手になれるか打診
モデル事業の効果 (ボランティアや地域の声)	・地域のコミュニケーションが活発化した ・車のなかで悩みを話す人ができてストレスが解消され、安心感が生まれた ・ひとり暮らし高齢者を地域で見守るという意識が共有されはじめた ・ボランティアが特別なことではない雰囲気地域に生まれた (別途「里山クラブ」も誕生:山林の下草刈り、空き家の草抜きなど) ・毎週外出することにより介護予防につながった
本格実施 2018.12月	社会福祉法人 浄泉会が「地域における公益的な取組」として実施 2018.12.4 法人・地域・市の三者による協定を締結



浄泉会提供の車両

2 乗り合って【事例】 岡山県新見市 豊永地区福祉ネットワーク

互助
活動

形態:乗合い(買物支援) 車両:社会福祉協議会 運転&付添:ボランティア

経過

・豊永地区は標高約300mの山あい地域。平成28年2月に開催された豊永地区小地域ケア会議で、買い物難民の議題が出たのをきっかけに、**アンケートと聞き取り調査**の結果、買物ツアーを利用したいという声上がり、平成29年7月から豊永地区福祉ネットワークが**市社協の車**を借りる「豊永地区買い物ツアー」の運行を開始

実施
方法

- ・運行は月2回、2班に分かれ、それぞれ月1回利用できる
- ・利用者（令和元年12月）15人：ひとり暮らし高齢者もしくは80歳以上の高齢者のみの世帯
- ・支援者36人（うち運転は10人）：買い物ツアーは運転1人&付添1人で実施（必要な人には買い物中も付添う）
- ・任意の謝礼

利用者
の声
支援者
の声

- ・病気で入院してから、車の運転をしていないので助かっている。買いたい物を紙に書いて準備している。
- ・民生児童委員をやっていた関係で支援者になった。遊びがてら、年に2～3回活動に参加している。やりがいは、皆さんが喜んでくれること



2 生活支援と一体的に支援 【事例】 大阪府和泉市 「チョイサポしのだ」 (信太地区)

形態:生活支援 車両:寄贈車 & ボランティア車 運転 & 付添:ボランティア 許可・登録不要

互助活動

経過

- ・和泉市北部の**信太中学校区**▶人口25,000人、高齢化率30%。40年前建設の集合住宅など
- ・はじまりは**1小学校区社協会長の想い**から。「移動に悩んでいる高齢者が増えている。助けてあげられないか」▶その想いを生活支援コーディネーターが校区社協会長や町会・自治連会長につなぐ
- ・2019年4月～わいわいガヤガヤ**毎月会議を重ねる**。講師なども招いて。先発市（豊明市や太子町）の視察も。ニーズの聞き取りアンケート約6千枚配布(回収約1千枚)。並行して「規約案」づくり
- ・2020年2月▶設立総会 3月第2層協議体への詳細説明▶利用者 & サポーター**募集チラシ**をほぼ全戸（1万枚）配布。6月**ドライバー養成講習会**開催。利用者受付開始
- ・2020年3月 困りごと支援スタート。6月送迎サービスもスタート。

実施方法

【支援の内容】 草刈り、粗大ごみの搬出、電球の交換、**病院やスーパーへの付添**
【利用料】 10分ごとに100円 【年会費】利用者300円、賛助会員1口1000円

【団体状況】利用登録者182名、サポーター29名（ドライバー14名、困りごと支援6名、受付6名、事務3名）
【連携】和泉市社会福祉協議会、地域包括、相談支援センター等

「チョイサポしのだ」ホームページ掲載資料から

チョイサポしのだ チョイと気軽に利用できる地域の生活支援サービス

高齢の方等のちょっとした困りごと手伝います

対象者 信太中学校区にお住まいの高齢者等

電話で受付 午前9時～午後5時

受付・問合せ 080-4499-1200

利用料金 10分100円～1時間以内800円

100名限定 利用会員募集 応募者多数の場合は抽選になります。

4月中旬より開始予定！

移動送迎サービス

草刈り 粗大ごみの搬出 電球の交換 見守り・話し相手

買い物の付き添い 部屋の模様替え 病院やスーパーへお送りします。

チョイサポしのだ サポーターも募集しています。080-4499-1200



2 生活支援と一体的に支援【事例】広島市「びしゃもん台 絆くらぶ」

互助
活動

形態:生活支援 車両:個人有志提供 運転&付添:ボランティア 許可・登録不要

経過

・毘沙門台団地は65歳以上が34%を占め、毘沙門台学区社協・町内会で福祉のまちづくりに取り組んできた。絆くらぶは、協同労働の仕組みで、幅広く生活支援活動を行ってきた
・令和2年10月から病院や買物の付添送迎サービスも開始。令和3年度296件。ワクチン接種では予約や送迎も

実施
方法

【生活支援】網戸の張替え、庭木の剪定、家具の移動、掃除全般、不用品等の処分代行、**移動困難者の病院や買物の付添**
その他【環境支援】団地内の緑化活動 【生きがい就労支援】住民が保有している資格者の活用（リフォーム・電気・水道工事・空調修理、相続相談、住まいの相談など技術保有者）【イベント】町内会催事の受託など
【拠点】ふれあいセンター絆内



「協同労働ひろしま」ホームページ等から

令和2年広島市「協同労働」取組事例発表会

25日 火 8月

これからの住民主体のまちづくり
～「協同労働」の仕組みを活用して相乗効果を目指す取組～

主催 広島市 経済観光局雇用推進課 「協同労働」プラットフォーム

会場 広島市総合福祉センター 広島市南区松原町5-1 BIGFRONT 5F ホールABC
※JR広島駅より徒歩4分

13:30～16:30

「協同労働」取組事例発表及び意見交換会

学区社協と町内会が協力して福祉のまちづくりを進める毘沙門台団地（安佐南区）。新たに協同労働の仕組みを活用した団体を立ち上げたことで、つながる関係、これからの地域運営についてお話しいただきます。

事例発表団体：びしゃもん台絆くらぶ

毘沙門台が目指す住民主体のまちづくり
～地域課題解決に向けた協同労働活用へのヒント～
代表 林 裕さん

協同労働「びしゃもん台絆くらぶ」の活動
～成果と今後の取組について～
事務局 横平 和美さん

市内で活動する他の協同労働団体についてもご紹介いたします。

広島市では、平成26年度より、「協同労働」の仕組みを活用して、地域課題の解決を目指す事業の立上げ、高齢者の生きがい就労を支援してきました。協同労働団体の活動事例と、「協同労働」プラットフォームが行う支援から見てきた今後の可能性をご紹介します。

参加費 無料

マスク 着用

定員 60名

会場では、新型コロナウイルス感染症予防対策にご協力ください。また、途中での参加、退室は可能です。

協同労働ひろしま

- **生活に必要な外出に困る高齢者の増加と互助活動**
- **地域で支え合う取組み事例 & 自治体による立上げ支援**
 - ・デイサービス事業所など法人の公益的な取組と地域の連携
 - ・困りごと支援(生活支援)のメニューのなかで車を使う支援

- **道路運送法の登録が必要な活動と課題**

- **道路運送法の登録が必要でない互助活動**
- **厚生労働省マターの補助金および交付金**
- **事故について & 事故への備えと保険**

道路運送法による 許可や登録が**必要な**運送と**不要な**運送

許可

一般乗合許可
(4条)

- ・路線バス等
- ・デマンド型(予約)・乗合タクシー



一般乗用許可
(4条)

- ・一般タクシー
- ・福祉(車両)タクシー
- ・福祉限定タクシー



生活交通
福祉交通

登録

自家用有償旅客
運送(78.79条)
2006年創設

- ・訪問介護員による有償運送
(4条ぶら下がり)
- ・交通空白地有償運送
- ・福祉有償運送



許可・登録不要の互助活動

道路運送法の枠外 (通達による)2006年～

互助
活動

登録が**必要な**運送 自家用有償旅客運送＜地方運輸局別＞登録団体数

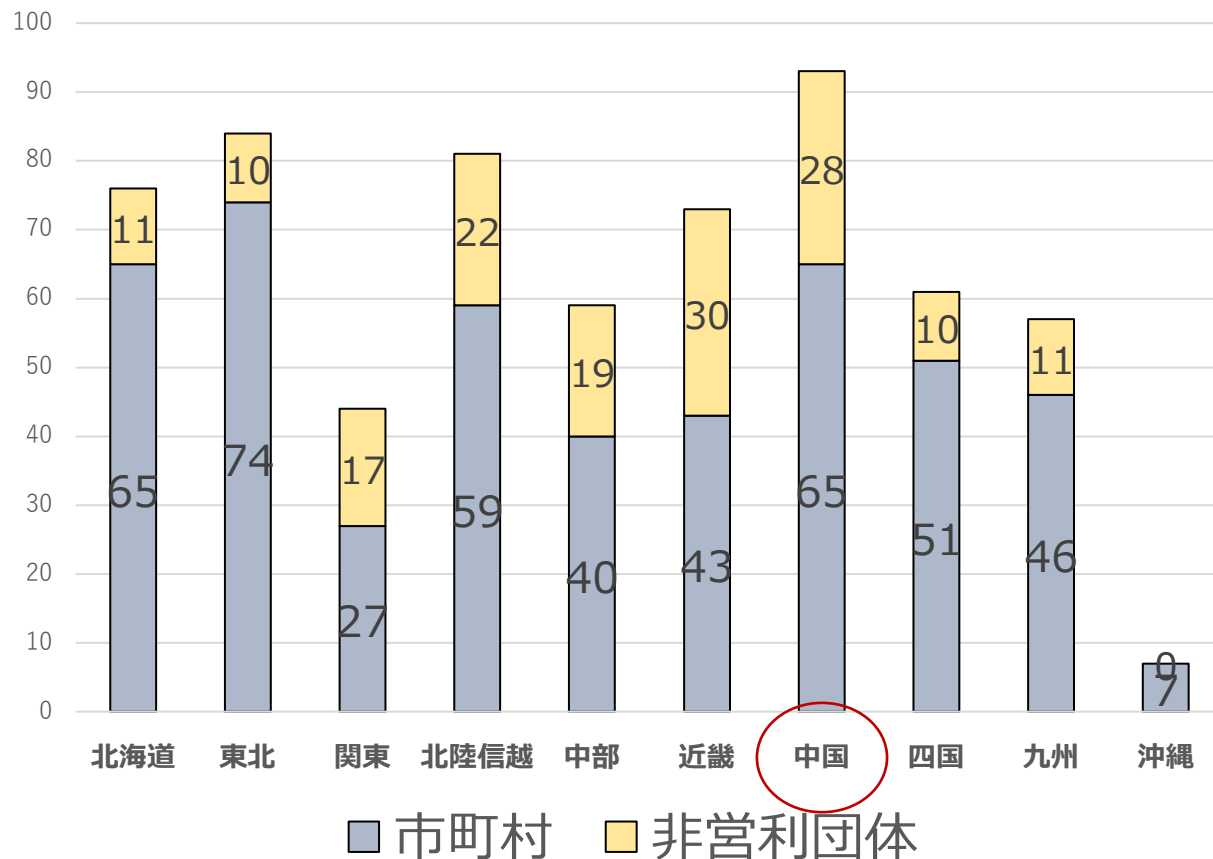
令和3(2021)年3月末：国交省旅客課資料から作成

登録

交通空白地有償運送

全国 計635

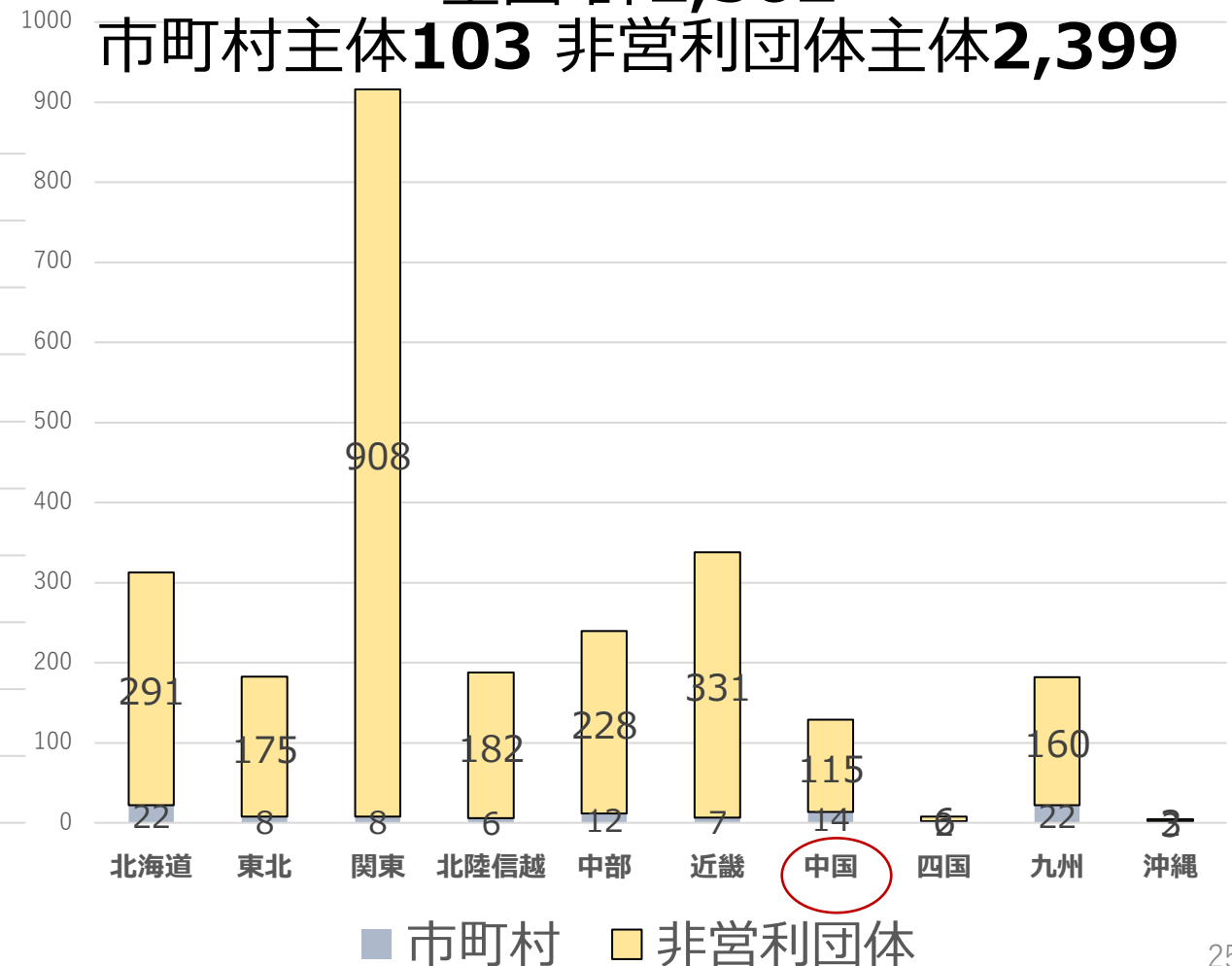
市町村主体**477** 非営利団体主体**158**



福祉有償運送

全国 計2,502

市町村主体**103** 非営利団体主体**2,399**



自家用有償旅客運送登録団体数（運輸支局・運送主体別）

国土交通省旅客課提供

令和3年3月末現在

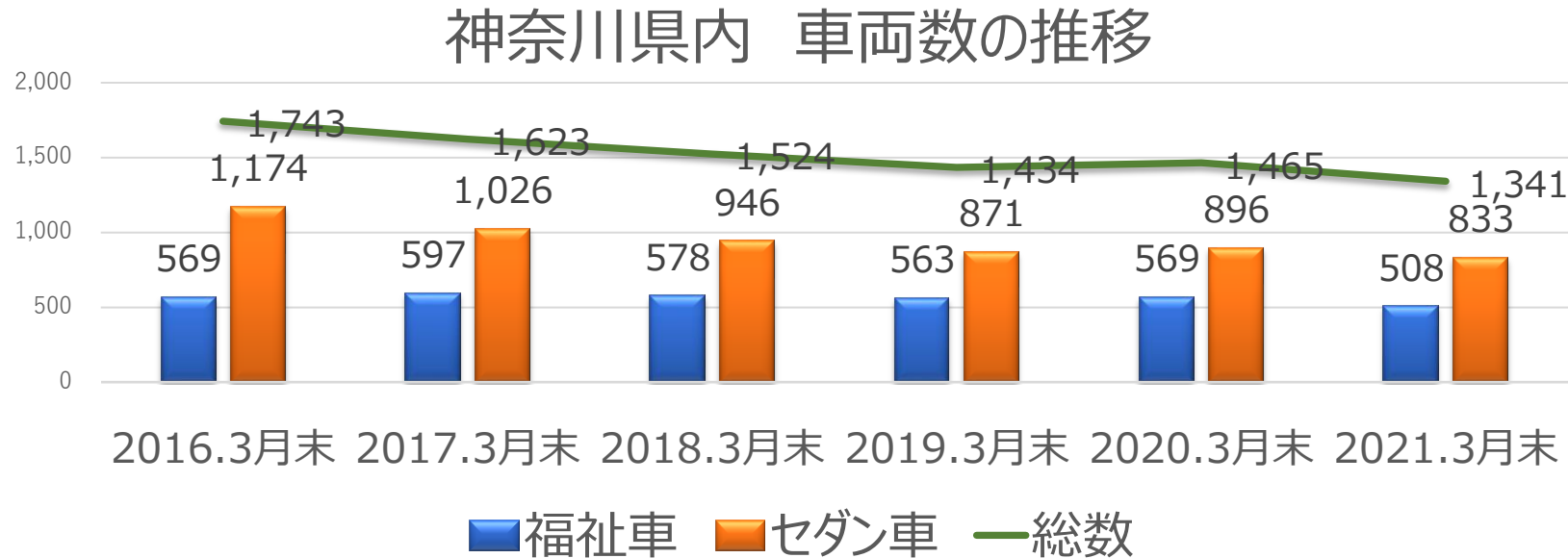
交通空白地有償運送

福祉有償運送

局	支局	市町村	NPO	一社一財	認可地縁団体	農協	生協	医療法人	社福法人	商工会議所	商工会	権能無き社团	計	市町村	NPO	一社一財	認可地縁団体	農協	生協	医療法人	社福法人	商工会議所	商工会	権能無き社团	計	合計
中国	広島	9	2	1	0	0	0	0	0	0	0	1	13	2	8	1	0	0	0	0	4	0	0	0	15	28
	鳥取	14	4	1	0	0	0	0	1	0	0	2	22	2	8	3	0	0	0	3	11	0	0	0	27	49
	島根	18	2	0	0	0	0	0	1	0	0	4	25	3	5	0	0	0	0	1	3	0	0	0	12	37
	岡山	14	3	0	0	0	0	0	1	0	0	2	20	4	18	3	0	0	1	3	38	0	0	0	67	87
	山口	10	2	0	0	0	0	0	1	0	0	0	13	3	2	0	0	0	0	0	2	0	0	1	8	21
	計	65	13	2	0	0	0	0	4	0	0	9	93	14	41	7	0	0	1	7	58	0	0	1	129	222
四国	徳島	10	1	1	0	0	0	0	1	0	0	0	13	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	14
	香川	9	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	11
	愛媛	12	1	0	0	0	0	0	1	0	0	1	15	0	2	0	0	0	0	0	1	0	0	0	3	18
	高知	20	2	0	0	0	0	0	1	0	0	0	23	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	26
	計	51	5	1	0	0	0	0	3	0	0	1	61	2	4	0	0	0	0	0	2	0	0	0	8	69
九州	福岡	14	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	14	7	24	1	0	0	0	1	5	0	0	0	38	52
	佐賀	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	3	6	0	14	3	0	0	0	2	16	0	0	0	35	41
	長崎	3	2	0	0	0	0	0	1	0	0	4	10	3	5	1	0	0	0	0	9	0	0	0	18	28
	熊本	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	10	14	0	0	0	1	0	6	0	0	0	31	35
	大分	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8
	宮崎	14	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	14	2	9	5	0	0	0	0	9	0	0	0	25	39
	鹿児島	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	11	1	0	0	0	0	23	0	0	0	35	36
	計	46	3	0	0	0	0	0	1	0	0	7	57	22	77	11	0	0	1	3	68	0	0	0	182	239

福祉有償運送の運転者は 持込車両とともに 減少中（たとえば神奈川県）

- ・5年間に340台減少
- ・団体保有車との合計では400台以上減少



平成28〜令和3年3月末（国
交省旅客課資料から作成）

一方で 登録不要の互助活動のすそ野はひろがっている

【要因】

- ・自家用有償旅客運送は協議の場の設置が難しい傾向がある
- ・設置されても3年ごとの更新申請や日常業務が過度で煩雑、ボランティア団体には対応不可
- ・全住民を対象にできる「交通空白地有償」は協議が調いにくい傾向がある

- ・「福祉有償」は対象者に制限がある。イ) 身体障害者
ロ) 精神障害者 ハ) 知的障害者 ニ) 要介護認定者
ホ) 要支援認定者 ヘ) 基本チェックリスト該当者
ト) その他の障害を有する者

- ・上記以外の高齢者も困っている現状がある

行政支援 の事例

互助活動(許可・登録不要)のドライバーには運転者講習は義務づけられていないが
福祉有償運送の大臣認定運転者講習を実施 「担い手」発掘の場に

秦野市 地域支え合い型認定ドライバー養成研修

2016年度から開始（毎年2回：30人定員／受講者無料）
認定講習実施機関に委託して実施

・大臣認定講習（講義＆実習）に追加して **地域公共交通**や
地域支え合いをテーマとした事例紹介、グループワークなどのカリ
キュラムを実施 ➡ 地域課題への気づき

当時の担当課長談：担い
手育成は「テマヒマかかる」
のが当たり前

他市では1万
円以上するの
に、**無料で資
格が得られて
嬉しいな**



【周知方法】

- ①市広報、ホームページに掲載
- ②公共施設にチラシを配架
- ③**介護保険料決定通知書**に(他の講座を含め)チラシを同封
- ④65歳到達者へ送付する**介護保険証**にも同様なチラシを同封



修了者の動向

最終日に配付する「ドライバー募集事業所一覧」から、修
了者自身が事業所へ連絡

- ・ **福祉有償運送**や**デイサービス**のドライバー
- ・ **地域のボランティア**（修了者たちで立ちあげた事例も）

- ・介護保険特別会計の**生活支援体制整備事業費**(市町村負担12.5%)や**保険者機能強化推進交付金等**(インセンティブ交付金 国負担100%)で実施可能
- ・県が支援する場合は **地域医療介護総合確保基金**(負担：国2/3 県1/3) や**保険者機能強化推進交付金等**で実施

- **生活に必要な外出に困る高齢者の増加と互助活動**
- **地域で支え合う取組み事例 & 自治体による立上げ支援**
 - ・デイサービス事業所など法人の公益的な取組と地域の連携
 - ・困りごと支援(生活支援)のメニューのなかで車を使う支援
- **道路運送法の登録が必要な活動と課題**
- **道路運送法の登録が必要でない互助活動**
- **厚生労働省マターの補助金および交付金**
- **事故について & 事故への備えと保険**

通達「道路運送法における許可又は登録を要しない運送の態様について」

互助
活動

国土交通省「高齢者の移動手段を確保するための制度・事業モデル パンフレット」 令和元年10月（令和4年3月改定）



<https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/content/001474492.pdf>

「許可・登録を要しない輸送」の検討

自家用有償旅客運送は有料なのよね
じゃあ許可・登録を要しない輸送
って無料なの？



ちょっとの範囲で
移動支援サービスができればいいんだけど..

有償での輸送サービスの利用が難しい場合、地域の移動ニーズに対応するためには、ボランティアや地域の助け合いといった活動の力を借りて、地域の足を確保することも考えられます。

日常の買い物や自宅と病院の間の移動など、移動ニーズに対応して「道路運送法上の許可・登録を要しない輸送」という形で、自家用車（白ナンバー）を使って高齢者等を輸送するサービスを実施することができます。

(1)- 1 利用者からの給付が 好意に対する 自発的な任意の謝礼と認められる場合

乗せてもらった人（利用者）が、あくまでも自
発的に謝礼の趣旨でお金を差し出した場合

①偶発的なケース

②日頃からの感謝の気持ちとして

任意に金銭等の支払いが行われた場合」



③利用者がガソリン代実費を払う際に「釣り銭
の返却を求めず、運転者に受け取るよう申し
出て、運転者が受け取った場合」

ただし、料金表や金額が明記されたパンフレット
等がある場合は「自発的に」とはならない

Q「許可・登録を要しない輸送」の Q&A

Q1

モノや謝金は運送の対価にあたる？

利用者から実際の運行に要した燃料代、道路通行料及び駐車場料金を受け取ることに加えて、ある時、「うちでたくさん取れたからお裾分け」と自宅で採れた果物を渡されました。その果物を、運転者がそのまま受け取っても良いのでしょうか。

A. 運送の対価にあたりませんので、受け取ってOK です。

利用者の自発的な気持ちから提供された金銭や物品は、道路運送法上の「運送の対価」とならないため、受け取って差し支えありません。同様に、おつりを支払おうとした時に受領を遠慮する行為なども、利用者の自発的な気持ちから支払われた謝礼（金銭）とみなされますので、受け取って差し支えありません。



特定費用

国土交通省「高齢者の移動手段を確保するための制度・事業モデル パンフレット」
2022年 3 月

(3) 利用者負担が **実際の運行に要したガソリン代、道路通行料、駐車料金のみ**の場合は登録等は不要 「実際の運行に要したガソリン代」= 乗車中はもとより運転者の車庫等からの迎車及び終了後の車庫等までを含む

ガソリン代の算出方法2事例

① 走行距離÷燃費×1ℓあたりのガソリン価格

② **市町村の実証実験の結果にもとづき1kmあたりのガソリン代を算出**（定期的に実情との乖離がないか確認し、乖離があれば見直し）

実証実験でなくても合理的な説明ができれば可
(旅客課長)

事例

利用者が実際の運行 1km ごとに決まったガソリン代を負担

- NPO法人Hが、輸送サービスを提供。
- 利用者は実際の運行に要した燃料代として1kmあたり24円を負担する。（※燃料代は市町村の取り組みとして実施される実証実験の結果に基づき算出し、定期的の実態と乖離がないか確認する。燃費やガソリン価格の算出根拠を明らかにして計算することも可能。）
- 上記の利用者の実費負担を超える費用は、自治体からの補助金などで賄う。
- Hがリースする車両を使用。
- 運転者はボランティア（運転ボランティアが持ち込む所有車両を使用することも可能）

(1)- 2 地域づくりの一環として、**利用する・しないに関わらず 会費等が一律の場合**

- 自治会・町内会やNPO等が運行の主体となって送迎を行い、乗る人も乗らない人も一丸となって運行を支えるために、**運行に必要な経費を広く自治会費や会費で賄う場合**
- **ただし、運賃表を定めていたり、会費やカンパ等として集めているものが運賃に相当する場合等は該当しない**

(例 1) 自治会で輸送サービスを行っている場合

利用者が、会(自治会等)の運営に要する経費として会費を支払っており、希望する会員のみ輸送サービスを提供し、運送の対価は求めない場合

輸送サービスを利用する人も利用しない人も、会費は同じであれば、運送の対価が特定されませんので、許可・登録は不要です。

もし輸送サービスを利用する会員が会費 5000 円で、利用しない会員が 3000 円というように会費が違う場合は、運送の対価が特定されますので、許可・登録が必要となります。

会費が同じなので OK	会費(輸送サービスあり)3000 円
	会費(輸送サービスなし)3000 円
会費が違うので NG	会費(輸送サービスあり)5000 円
	会費(輸送サービスなし)3000 円

国土交通省「高齢者の移動手段を確保するための制度・事業モデル パンフレット」
2022年 3 月



(4) -1 利用者負担がゼロの場合

- **市町村の事業として、市町村の保有車両で実施され、利用者からは一切の負担を求めない場合**
- ただし、介護保険制度の訪問介護による居宅介護で送迎を行い、公的な給付が適用される場合は、利用者の負担を求めなくても完全無償とは認められない

＜令和2年3月末改正＞登録等不要の形態で行う**団体所有の車両**に対して、自治体が購入費や**自動車保険料**を含む維持管理経費の全部又は一部を補助しても登録等は不要

★自治体からの規制改革要望は「利用者から保険料を収受する」だったが、緩和されなかった。自治体からの保険料補助を追加・明記



＜令和2年3月末改正＞介護保険制度にもとづくボランティアポイントは、**換金性**があっても運送の対価とはみなさない

【具体例⑤】

介護保険制度に基づく介護支援ボランティアポイントは、ボランティア活動を行った高齢者に対して市町村からポイントが給付される制度であるが、これは、高齢者が地域で社会参加できる機会を増やしていくことが、高齢者自身の介護予防にもつながるとの考え方に基づき、送迎を行うドライバー自身の介護予防に資する取り組みに対して介護保険財源からポイントが付与されるものであり、これと同旨の制度において受け取るポイントを含め、直ちに運送の対価にはあたらない。

事例

市町村が全額負担し運行

- 車両は、F市が使用権限を有する車両（市の所有車又はリース車両）を使用。
- 運行時の責任はF市が負う。

ポイント

運転業務はNPO法人等に委託することも可能です。その場合は、運転者の人件費を含め必要な費用は委託費として、F市が全て負担します。運行時の責任はF市が全て負います。

※役務提供の態様等によっては、自動車運転代行業や労働者派遣業とみなされることもあります。

国土交通省「高齢者の移動手段を確保するための制度・事業モデル パンフレット」
2022年3月



(4) -2 「自家輸送」の場合

- ・ **デイサービスや授産施設、障がい者の地域作業所、各種サロン等を運営する者が施設の利用を目的として送迎にかかるコストを別途求めない場合**も登録等は不要。**ホテルや旅館、ゴルフ場の送迎等もこれに該当**
- ・ ただし、送迎を利用する人と利用しない人とで、サービス内容や利用料に差をつける場合は、送迎が1つの独立したサービスとみなされ、自家輸送と認められない。また、病院などの運営主体から委託を受けて送迎を行い、送迎に係る費用の全額を委託者や第三者が負担している場合は、登録等が必要

(例2) 高齢者サロンやデイサービス等の送迎

利用者が施設利用料を支払って、高齢者サロンやデイサービス等の施設の利用をしている場合に、当該施設へ利用者を送迎するための輸送を提供し、送迎に係るコストは求めない場合

サロンやデイサービスなどの施設が、施設の利用を目的として利用者を送迎するための輸送を行っている場合、通常は送迎も含めてひとつのサービスとみなしますので、道路運送法の規制の対象にならず、許可・登録は不要です。

ただし、送迎サービスを利用する人としいない人で、施設利用料が違う場合は、送迎サービスが独立したサービスとみなされますので、許可・登録が必要になります。

利用料が同じなので OK	サロン利用料(送迎つき) 2000 円
	サロン利用料(送迎なし) 2000 円
利用料が違うので NG	サロン利用料(送迎つき) 2500 円
	サロン利用料(送迎なし) 2000 円



事例

病院での診療サービスを目的とした送迎

- 病院Mが通院患者を病院まで送迎
- 送迎を利用する者としいない者として支払う金額は変わらない

国土交通省「高齢者の移動手段を確保するための制度・事業モデル パンフレット」
2022年3月

(4)-4 利用者の所有車両で送迎を行う場合

運転を任されたただけなので、報酬が支払われても登録や許可は不要



その他利用者負担可能

<仲介手数料>

アプリを使うサービス（電話受付やサービス調整も該当＝国交省見解）ただし運転者に還流しない仕組みにする

国土交通省「高齢者の移動手段を確保するための制度・事業モデル パンフレット」
2022年3月

Q5

利用者の車両を運転するだけでも登録が必要？

運転ボランティアが運転をしますが、車両は利用者の所有する車両を使っています。利用者から、一回の運転につき一定額の金銭を受け取る場合、道路運送法上の許可や登録を必要としますか？

A. 道路運送法の対象外なので、許可や登録は不要です。

自動車の提供とともに行われる輸送サービスではなく、単に利用者に代わって運転するのみであれば、道路運送法の対象とはなりません。※役務提供の態様等によっては、自動車運転代行業や労働者派遣業と見なされることもあります。

Q4

仲介者への手数料は？

利用者と運転ボランティアの間に、窓口となる仲介者（コーディネーター）を設置しました。仲介者は運送を行う主体ではありませんが、利用者は仲介手数料を支払います。この仲介手数料は「運送の対価」にあたりますか？

A. 仲介手数料は「運送の対価」にはあたりません。

ただし、手数料が運転ボランティアに渡り、実際の運行に要した燃料代・道路通行料・駐車場代を超えた金銭を収受することとなる場合には、「運送の対価」とみなされ、道路運送法の許可・登録が必要となります。

仲介手数料が運転者に渡らないよう分別管理する、利用規約等に運転者に仲介手数料を直接または間接に支払ってはならないことを規定する、収受する金銭の内訳を利用者に周知する等などの対策を講じることで、道路運送法に抵触しない形で、移動サービスを提供することができます。

(4)-3 子供の預かりや家事・身
辺援助の提供が中心となるサー
ビスを提供するものであって、運送
に対する固有の対価(ガソリン代)
の負担を求めない場合



つまり、草とりや掃除などのサービス
と、車両を使うサービスが**すべて一
律の料金体系**となっていて、車を使
う場合も別料金の設定がない
(ガソリン代実費はもらえない)

国交省旅客課：乗車中も時間にカウントし
て良いという判断を地方運輸局に連絡
2021.11.02

国土交通省「高齢者の移動手段を確保
するための制度・事業モデル パンフレット」
2022年 3月

(例3) 家事・身辺援助サービスの一環として送迎をする場合

家事・身辺援助の提供が中心となるサービスにおいて、そのサービスの一環として輸送
サービスを提供し、運送の対価を求めない場合

家事や身辺援助が中心となるサービスにおいて、車両による送迎を行い、運送の対価を求めない
場合や、家事や身辺援助が中心となるサービスを実施するなかで、結果的に送迎のみのサービス
が提供されたとしても、あくまでサービス全体では家事や身辺援助が中心となるサービスが提供さ
れている場合は、許可・登録は不要です。たとえば、買い物の付き添いをした場合に、車に乗って
スーパーへ行っても歩いてスーパーに行っても料金体系が同じであれば、許可・登録は不要です。

料金が同じなので OK	買い物支援(送迎つき)	30分 300円
	買い物支援(送迎なし)	30分 300円
料金が違うの でNG	買い物支援(送迎つき)	30分 350円
	買い物支援(送迎なし)	30分 300円

生活支援と一体的に支援 【事例】 東京都 町田市 「成瀬お助けたい」 (成瀬地区など)

形態:生活支援

車両&運転&付添:ボランティア

許可・登録不要

互助
活動

経過

- ・2019年1月から 高齢者や障害者などへの**日常生活支援サービス**を始めた
- ・2020年 **町田市地域支え合い型ドライバー養成研修**を受講したメンバーの1人が **ニーズの高かった車による支援の仕組みを知り**、講師を呼んで会で学習会
- ・「車による支援」をサービスに取込んだ。2021年12月には更にメンバー 4 人が養成研修を受講

実施
方法

支援の内容 **【庭仕事】**庭の手入れ、雑草取り、花壇の水まき、簡単な剪定など**【大工仕事】**簡単な大工仕事、通販購入品の組立、電球交換など**【家事】**ゴミ出し、洗濯、調理、買い物、洋服の直しなど**【ちょっとした力仕事】**雪かき、犬の散歩、廃品の移動、身辺整理など **【移動支援】**病院、買い物等の車による付添・同行 **【その他】**湿布薬張り、話し相手、刃物研ぎ、子育て支援など

活動地域：成瀬 1 ～ 3 丁目、成瀬台1～2 丁目、西成瀬(約4,500戸)

サポーターズ（支援する人）：46名（2022.1月現在）

利用料金：お助けたい 1 人30分500円（70%をサポーターズに還元、**ガソリン代実費は会から支給**）

賛助会員(賛同して賛助金を出している地域の会社、店舗)：46社

後援：町田市南第3 高齢者支援センター

町田市社会福祉協議会 成瀬中央シニアクラブ

「成瀬お助けたい」代表 玉木 徹氏作成資料から



- **生活に必要な外出に困る高齢者の増加と互助活動**
- **地域で支え合う取組み事例 & 自治体による立上げ支援**
 - ・デイサービス事業所など法人の公益的な取組と地域の連携
 - ・困りごと支援(生活支援)のメニューのなかで車を使う支援
- **道路運送法の登録が必要な活動と課題**
- **道路運送法の登録が必要でない互助活動**

■ **厚生労働省マターの補助金および交付金**

- **事故について & 事故への備えと保険**

総合事業等における補助金の対象経費

令和3年3月「介護予防・日常生活支援総合事業等に基づく移動支援サービスの創設に関する調査研究事業」報告書から(p76) 三菱UFJ リサーチ & コンサルティング（厚生労働省「老人保健健康増進等事業」）⑱～㉔の説明は次シート

		類型① 訪問Dケース1	類型②訪問Dケース2 通所や一般介護サロン	類型③通所B	類型④ 訪問B
		通院等をする場合における送迎前後の付き添い支援⑱	通所型サービス・通いの場の運営主体と別の主体による送迎⑲	通所型サービス・通いの場の運営主体と同一の主体による送迎	生活援助等と一体的に提供される送迎⑳
直接経費	ボランティア奨励金	○㉑	○㉒	○	○
	ガソリン代等実費	×	○	○	○
	自動車保険の保険料㉓	×	○	○	○
	活動用の保険の保険料㉔	○	○	○	○
	車両維持・購入費	×	○	○	○
間接経費	コーディネーター人件費	○	○	○	○
	家賃・通信費等	○	○	○	○

⑮「地域支援事業実施要綱（P.21）」より、『（抜粋）通院等をする場合における送迎前後の付き添い支援であるので、移送に関する直接経費は対象とならず、サービスの利用調整の人件費等の間接経費のみが対象となる』

⑯「地域支援事業実施要綱（P.21～22）」より、『（抜粋）対象経費については、間接経費のほか、ガソリン代等送迎にかかる実費、車両購入費等に対する補助等、具体的な対象経費について費用の効率性の観点から市町村において判断』

⑰「地域支援事業実施要綱（P.10）」より、『（一部抜粋）・・・様々な経費について、市町村がその裁量により対象とすることを可能とするほか、・・・**奨励金（謝金）を補助の対象とすることも可能である。**・・・運営費の一部を補助するものであるが、例えば補助率を設定せずに年定額での補助を行うことも可能である』

⑱ **道路運送法の許可・登録の有無によらず、送迎前後の付き添い支援を対象とした奨励金のみ可。**

⑲ **道路運送法の許可・登録を受けている場合は、送迎前後の付き添い支援のみでなくボランティア運転者の送迎を対象とした奨励金を補助することが可能。**

⑳「団体が所有する車両の自動車保険」、および「マイカー等を使用する移動支援ボランティアの活動中の自動車事故を対象とした自動車保険」

㉑ ここでは、自動車に乗車していない乗降前後の付き添い支援の際の事故などを対象とする保険をイメージ。「移送に関する直接経費」には該当しないため、いずれの類型においても補助対象経費となる。

総合事業（補助事業）の対象者の弾力化（令和3年度～）

○介護保険制度の見直しに関する意見書（令和元年12月27日）（抄）

- ・現在、総合事業の対象者が要支援者等に限定されており、要介護認定を受けると、それまで受けていた総合事業のサービスの利用が継続できなくなる点について、本人の希望を踏まえて地域とのつながりを継続することを可能とする観点から、**介護保険の給付が受けられることを前提としつつ、弾力化を行う**ことが重要である。
- ・国がサービス価格の上限を定める仕組みについて、市町村が創意工夫を発揮できるようにするため、**弾力化を行う**ことが重要である

○介護保険法施行規則の一部を改正する省令（令和2年10月22日厚生労働省令第176号）

① 総合事業の対象者の弾力化【第140条の62の4 関係】

- ・介護予防・生活支援サービス事業の対象者に、当該事業における補助により実施されるサービス（住民主体のサービス）を継続的に利用する要介護者を追加する。

② 総合事業のサービス価格の上限の弾力化【第140条の63の2 関係】

- ・介護予防・生活支援サービス事業のサービス価格について、国が定める額を勘案して市町村が定める額とする。

※施行日は令和3年4月1日

○対象者の追加イメージ

介護保険法
・要支援者その他の省令
で定める者

介護保険法施行規則
①要支援者
②チェックリスト該当者

+

今回の改正で追加

③ 市町村の補助により実施されるサービス（住民主体サービス）を、要支援等から継続的に利用する要介護者

※ 介護予防・生活支援サービス事業のサービス類型

	訪問型/通所型 従前相当サービス	訪問型/通所型 サービスA	訪問型/通所型 サービスB	訪問型/通所型 サービスC	訪問型 サービスD
内容	従前の予防給付相当	緩和された基準	住民主体	短期集中予防	住民主体の移動支援
提供方法	事業者指定	事業者指定、委託	補助	直接実施、委託	補助

総合事業（補助事業）の対象者の見直しの趣旨（令和3年度～）

- 令和3（2021）年4月より、介護予防・日常生活支援総合事業における、住民主体のサービスを実施しているボランティア団体等に対する補助事業（B型・D型）について、要支援者等に加えて、介護給付を受ける前から継続的に利用する要介護者（継続利用要介護者）の方々も対象となります。
- これにより、住民主体のサービスを実施しているボランティア団体等が、市町村による運営費全体の補助を受けやすくなるなど、継続利用要介護者の方々のご希望を踏まえて、地域とのつながりを継続することを可能とするための見直しです。

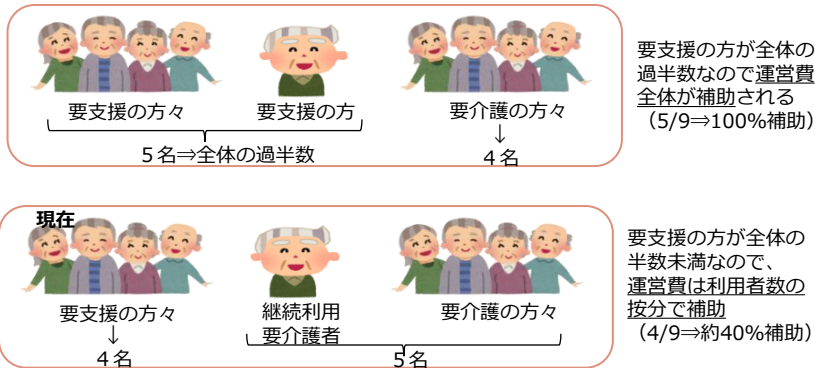
見直しの内容

【現在】

- ・総合事業の対象者は「要支援者」「基本チェックリスト該当者」とされています。
- ・総合事業で、住民主体のサービスを実施しているボランティア団体等に対して運営費全体を補助するためには、「要支援者」「基本チェックリスト該当者」が利用者全体の過半数である必要などがあります。

≪住民主体のサービスへの補助の例≫

※あくまで例ですので、補助の方法は自治体により異なることがあります。



【令和3年4月以降】

- ・令和3年4月からの見直しにより、総合事業の補助を受けて実施されている住民主体のサービスを、介護給付を受ける前から継続的に利用する要介護者（継続利用要介護者）も、総合事業の対象者となります。
- ・これにより、按分の方法により補助額を決定している市町村においては、「継続利用要介護者」の方々も含めて利用者全体の過半数であるかを見ることになるため、住民主体のサービスを実施しているボランティア団体等が、市町村による運営費全体の補助を受けやすくなります。
- ・これは、継続利用要介護者の方々のご希望を踏まえて、地域とのつながりを継続することを可能とするための見直しです。



保険者機能強化推進交付金等の活用

ボランティア活動は支援したい。だが「**従前サービス**」で総合事業の予算は手一杯。とても総合事業では補助できない

市町村の声

総合事業の対象者は主として**要支援者や事業対象者**。1/2以上ルールがあるが、総合事業での補助は**ボランティアや地域の思いにフィットしない**

インセンティブ交付金(保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金)の活用・充当

● 保健福祉事業＜静岡県島田市＞

- ・**新規事業** 令和3年度から ※継続的な事業として実施
- ・**事業対象者**：保健福祉事業の対象者(**高齢者**(要介護認定者・総合事業対象者含む))
- ・**総事業費**：85万3千円(推進交付金)
- ・**事業内容**：住民主体の団体に対する運営費の補助、運転ボランティア養成研修の開催
- ・令和4年度**評価指標分野**：Ⅱ(6)生活支援体制の整備

● 地域支援事業(生活支援体制整備事業)＜奈良県御所市＞

- ・**新規事業** 令和3年度から※継続的な事業として実施
- ・**事業対象者**：**住民**
- ・**総事業費**：50万円(推進交付金10万円)
- ・**事業内容**：移動付添ボランティア人材育成講座の開催
- ・令和4年度**評価指標分野**：Ⅱ(6)生活支援体制の整備

● 保健福祉事業＜島根県松江市＞

- ・**新規事業** 令和3年度から ※継続的な事業として実施
- ・**事業対象者**：町内会や社協及びその組織内の**団体**で、構成員が65歳以上を含む3人以上であること
- ・**総事業費**：**350万円**(推進交付金)
- ・事業内容：保険料、消耗品費、利用調整人件費
- ・令和4年度**評価指標分野**：Ⅱ(2)包括・地域ケア会議 (5)介護予防/日常生活支援 (6)生活支援体制の整備

生活支援と一体的に支援 【事例】「金谷応援隊」「道悦島応援隊」 島田市

形態:個別支援 車両&付添:ボランティア 調整:団体 許可・登録不要

互助活動

経過

・金谷地区の市街地部分は、駅もあり（本数は少ないものの）バスも運行している。郊外の山間地は交通のアクセスが悪く通院や買物に不便な地域
 ・金谷地区社協の「金谷応援隊」は、以前から助け合いの生活支援サービスを実施していた。買物は代行で行っていたが、「自分の目で見て買いたい」「墓参りをしたい」等の声が常にあった。「困っている人がいる。なんとかしたい」との担い手の声を受けて、生活支援コーディネーターが寄り添い支援をしながら、事故への不安などを出し合い、1つずつ丁寧に議論をしながら検討を始めた。
 ・外出支援を生活支援のメニューの中に包括し、ルールや書類を整備。安心して活動・利用できる体制をつくり、小さくスタートした
 ・運転者講習は、大臣認定講習機関の自動車学校に委託し、利用者理解などのカリキュラムは、市や社協の専門職も講師となって協力した

実施方法

＜生活支援サービス＞ 1時間 500円（ゴミ出し以外）
 ①ごみ出し(1回150円) ②買い物代行 ③住居の清掃や家周りの手入れ ④軽微な作業(電球交換・日曜大工) ⑤話し相手 ⑥散歩や通院等の付添い ⑦外出支援(付添いが必要な方) ⑧その他日常生活上必要なサービスで会長が認めるもの

車両

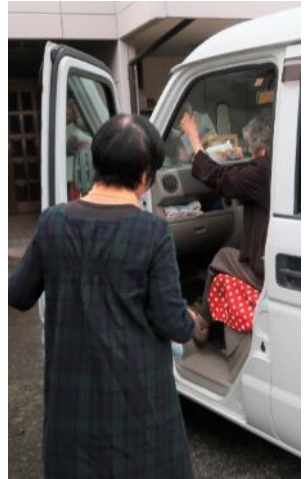
・ボランティア（サポーター）のマイカー

会員

登録利用者：11人 登録サポーター：14人

市内への波及

・金谷応援隊の外出支援の仕組みができたことで、①高齢者ふれあいサロン参加者の送迎に取組みたい→地区内の飲食店が無償でマイクロバスを提供&運転ボラで送迎活動へ ②他の地区でも金谷応援隊の外出支援モデルに取組みたいとの声が→普及啓発講座の開催、資料の提供など



背景（課題意識）

- 住民主体の外出支援サービス創出に至ったものの、実証実験を通して継続性や安全性を担保するために行政として支援する方法が必要であると考えた。

事業内容

- 外出支援サービスに取組む住民主体の団体（地区社協、通いの場等）に対する外出支援に係る運営費の補助や外出支援ボランティア（サポーター）養成講座の開催

【事業対象、対象規模】

保健福祉事業の対象者（高齢者（要介護認定者・総合事業対象者を含む））

新規/拡充	新規事業
事業開始年度	令和3年度 ※継続的な事業として実施
会計等	保健福祉事業
事業費（千円）	総事業費：853 推進交付金：853 支援交付金：0
令和4年度評価指標の分野	Ⅱ（6）生活支援体制の整備

取組プロセス

- 以前から外出支援のニーズが挙がっていたものの、市や関係団体にノウハウがなかったため、県事業に参画することで状況を打開したい…

【令和元年4月～】 静岡県事業のモデル地区となる

【令和元年9月～】 モデル地区で実証実験開始

【～令和2年度】 補助制度やボランティア養成事業の検討

※実証実験 ⇒ 必要な支援が見えてくる ⇒ 事業内容の検討 ⇒ 予算要求 ⇒ 事業化（令和3年度）

- 島田市は県内有数の緑茶の産地として有名です！
- 高齢者の外出支援に課題を抱えており、公共交通部局と連携しながら解決策を模索しています。

総人口	96,949人
高齢化率	31.6%
H22⇒R2人口増減率	-4.5%
高齢者独居率	13.8%
人口密度（1㎢当たり）	307.1人
第3次産業率（うち、医療・福祉）	56.7% （18.3%）

（各項目はH27以降の最新の数値）

見込んでいる成果

- ☐ 新規認定者に係る内容
- ☐ 要介護認定者に係る内容
- ☒ 高齢者の主観的な評価に係る内容
- ☐ 介護給付費、一人当たり介護給付費に係る内容
- ☐ サービス利用期間に係る内容
- ☐ 医療・ケア従事者・事業所に係る内容
- ☐ その他

～具体的な内容～

利用者は外出の機会を獲得し、サポーターは社会参加の機会獲得や、生きがいを感じることができる＝介護予防につながる

【事業実績】

補助金申請団体	2団体
養成講座受講者（令和3年10月）	6名

（令和3年12月末時点）

- 補助金は令和3年度末までの実績を基に交付予定。
- サポーターが増えたことで、サービスの運営体制に余裕が生まれ、利用者を受入れやすくなった。

【活動団体の声】

- 実証実験に取り組む中で、マイカーを利用することに不安が付きまとっていた。ボランティアとは言え、有事の際に自分の保険を使うことは負担感が大きかった。
- 本事業により、専用保険に加入する補助が受けられるようになったことで、安心して利用者をサポートできるようになった。

今後の課題・展望

- サポーターの高齢化、新規の担い手不足により生じる継続性の問題がある。
- 今後については、サービス提供団体や今回創出された形以外のサービスを模索していく。

背景（課題意識）

- 令和元年度に地域ケア会議で抽出された地域課題に対して、令和2年度より住民が主体となった移動付き添い支援を検討する分科会を発足した。
- 買い物や通院で困っている高齢者を支援する住民が提供するボランティア組織を立ち上げるにあたり、移動付き添い支援ボランティア人材育成講座を開催し、必要なスキルを身につけてもらった。

事業内容

- つつじメイト（高齢者の移動付き添いボランティア組織）創設に関する人材育成事業では、社会福祉協議会と共に、住民主体型移動付き添い支援体制構築に向けて定期的に協議を行っている。
- 委託先の自動車教習所と事業の主旨を共有し、必要な講義内容を協議し、また、先駆的に実施している大阪府太子町と情報交換し、講座内容を決定した。その内容に沿って、ボランティア養成プログラムの学習と委託先自動車教習所講習による移動付き添いボランティア人材育成講座を開催した。

【事業対象、対象規模】
住民

新規/拡充	新規事業
事業開始年度	令和3年度 ※継続的な事業として実施
会計等	地域支援事業（生活支援体制整備事業）
事業費（千円）	総事業費：500 推進交付金：100 支援交付金：0
令和4年度評価指標の分野	Ⅱ（6）生活支援体制の整備



- 御所市は、県内でも高齢化が深刻な自治体の一つである。
- このような状況が「住み慣れた本市で、支え合いながら尊厳を持って、健康でいきいきと暮らすことができるまちの実現を目指す」ため、
 - ・「健康寿命の延伸と自立生活への支援」
 - ・「地域共生社会の実現」
 - ・「切れ目のない福祉・介護・医療サービスの提供」
 という3つの基本理念のもと、令和2年度「御所市高齢者保健福祉計画及び第8期介護保険事業計画」を策定した。

総人口	24,096人
高齢化率	42.1%
H22⇒R2人口増減率	-20.4%
高齢者独居率	18.0%
人口密度（1㎢当たり）	500.0人
第3次産業率（うち、医療・福祉）	65.9% (20.2%)

取組プロセス

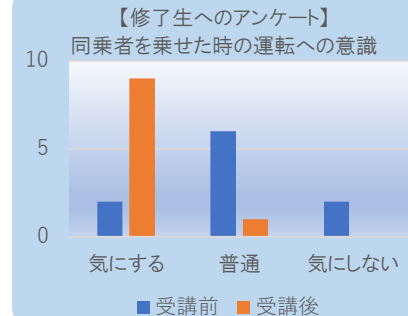
- ① 令和3年3月：従事者が安心・安全にボランティア活動ができよう、国土交通省奈良運輸支局に活動内容を確認した上で事業を計画した。
- ② 令和3年3月～6月：委託自動車教習所とは、学術面・実技面・適正面の確認など総合的に習得できるよう講座内容を決定した。
- ③ 令和3年7月：実施した講座には、移動付き添い支援分科会メンバーの「つつじメイト」10人が参加し、午前に座学、午後に認知症検査及び視力検査、速度超過によるカーブ進入や急停車による受ける身体的影響など乗車体験を実施した。
- ④ 令和3年10月：修了生には、御所市より活動従事者証を発行し、高齢者の移動付き添いボランティア組織として「つつじメイト」創設に至った。
- ⑤ 令和4年1月：つつじメイトは会員制とし、支援する側される側双方とも地域支え合いシステムとし、育成した高齢者の移動付き添いボランティア人材の活動に繋げるために現在、提供のデモ実施を行っている。

見込んでいる成果

- ☐ 新規認定者に係る内容
- ☐ 要介護認定者に係る内容
- ☒ 高齢者の主観的な評価に係る内容
- ☐ 介護給付費、一人当たり介護給付費に係る内容
- ☐ サービス利用期間に係る内容
- ☐ 医療・ケア従事者・事業所に係る内容
- ☒ その他 従事者の生きがい・社会参加

～具体的な内容～

買い物や通院で困っている高齢者を対象に、移動付き添い支援ボランティア人材育成講座修了生がボランティアとして活動する。



今後の課題・展望

- コロナ禍における助け合い活動の重要性の発信
- 地域課題を自分ごととして、やらされ感のないバックアップ体制
- 住民主体のボランティア組織の体制強化・活動地域の拡充
- 住民ニーズと移動付き添いボランティア活動のマッチング体制の定着
- 民間企業等を巻き込んだまちづくり体制
- 担い手の掘り起こしによる多世代まちづくり体制

松江市 菅浦手助すー隊 立ち上げ経緯、サービス概要

① 設立経緯

- ・第5次松江市地域福祉計画・地域福祉活動計画（令和2年3月）を作成する中で、各地域で高齢者の移動に関する課題が挙がったことから、松江市社会福祉協議会が令和2年4月に「地域の皆さんとつくる移送支援の手引き」を作成し、各地区単位での高齢者移送支援ボランティアの立ち上げ支援の募集を実施。
- ・従前からの移動に対する課題認識から、菅浦区自治会が地域の支え合いによる高齢者移送支援を実施することとし、菅浦自治会の有志で「菅浦手助すー隊(すげうらてごすーたい)」を結成。
- ・令和2年12月1日に実証実験を開始し、令和3年4月1日より本格運行を開始。
- ・松江市にて、令和3年度より高齢者の移送支援を行う団体を対象に補助金を交付する「松江市高齢者移送活動支援補助金」の制度を開始したため、当該補助を利用して活動中。(インセンティブ交付金：保険者機能強化推進交付金)

② サービス概要

【利用対象者】菅浦自治会住民の65歳以上の高齢者と障がい者で、①②に該当し、事前に利用申込書に利用登録した方（見守り対象者）

①公共交通機関の利用が困難で、かつ車の運転の出来ない方。②自宅から目的地までの（往復）介護等が必要のない方。

【利用料】利用の有無にかかわらず、会費として月550円を会員から徴収。

【使用車両】「菅浦手助すー隊」隊員の所有する車両を使用(8台)

【運行形態・範囲】利用者の自宅～目的地をドア・ツー・ドアで送迎。
運行区域は原則として松江市内、隣接の境港市内までの範囲。

【運行日】運行日は年末年始・盆・祝日を除く月曜日～金曜日
運行時間は8：00～17：00(利用希望日の2日前までに予約)

【構成】菅浦手助すー隊 隊員：8名（コーディネイター含む）平均年齢71才
利用登録会員：22名

写真菅浦手助すー隊による運行の様子



出典：島根県公式YouTubeチャンネルしまねっくCH
『しまねの地域包括ケア～「支え合い」でつながるまちづくり～』より

松江市社会福祉協議会
今村佳徳SC発表資料
令和4年9月1日

背景（課題意識）

- 高齢者の移動方法の確保は、地域ケア会議、協議体等で地域課題として長年挙げられていた。
- マイカー以外の移動手段は、バス、タクシー等の公共交通サービスの利用が基本となるが、住民による移動支援活動の検討を進めている地域があり、その活動の支援制度を整備することになった。

事業内容

- 地域住民による『通いの場』『買い物』等への高齢者の移動支援活動に係る経費の内、保険料、消耗品費、利用調整を行う間接的な経費を補助し、活動を推進することで、高齢者の引きこもりや孤立化の防止による介護予防を図るとともに、活動に参画する元気高齢者の介護予防も図る。

【事業対象、対象規模】

町内会、自治会、地区社会福祉協議会及びその組織内の団体で、構成員が65才以上を含む3人以上であること。

新規/拡充	新規事業
事業開始年度	令和3年度 ※継続的な事業として実施
会計等	保健福祉事業
事業費（千円）	総事業費：3,500 推進交付金：3,500 支援交付金：0
令和4年度評価指標の分野	Ⅱ（2）包括・地域ケア会議 Ⅱ（5）介護予防／日常生活支援 Ⅱ（6）生活支援体制の整備

地域支え合い型高齢者移送支援ボランティア『菅浦手助す一隊』活動内容

【概要】高齢者の買物等を支援。外出することで生きがいと介護予防につながる

【対象者】菅浦自治会住民で65才以上の高齢者と障がい者で①、②の方

①公共交通機関の利用が困難で車の運転が出来ない方

②目的地までの介護が必要のない方

【会費・利用料】会費は利用の有無にかかわらず500円/月とする
利用料は会費をもって充てる（ガソリン代）

【使用車両】「菅浦手助す一隊」隊員の所有する車両を使用（8台）

【運行形態・範囲】許可・登録を要しない輸送。ドア・ツー・ドアで松江市内、隣接の境港市内までが運行区域

【会員】・利用登録会員：22名
・ボランティア隊員：8名（コーディネーター含む）平均年齢71才



- 松江市総合計画の 基本目標のうち「安全・安心なまちづくり」の基本施策として、「地域で支え合う福祉体制づくり」を掲げている。
- 第8期介護保険事業計画では、総合計画を踏まえて、高齢者の生きがいづくりや、高齢者が安心して暮らせる住環境づくりを本市の重要施策として盛り込み、取り組みを進めている。

総人口	203,616人
高齢化率	29.9%
H22⇒R2人口増減率	-2.4%
高齢者独居率	15.8%
人口密度（1㎢当たり）	364.1人
第3次産業率（うち、医療・福祉）	77.8%（20.0%）

取組プロセス

- ①優先課題であった地域の移動手段の確保について、令和元年度より市で国の制度を活用した検討を進めていたが、対象者が限定されること等から、令和2年度には保険者機能強化推進交付金を活用した制度設計に変更。
- ②松江市社会福祉協議会では令和2年4月に「地域の皆さんとつくる移送支援の手引き」を作成し、令和2年8月より地域に支援の募集を実施。移送の課題認識をしていた菅浦区自治会が地域の支え合いによる高齢者移送支援を実施することとし、令和2年9月に菅浦自治会が主体となり「菅浦手助す一隊」を結成された。
- ③住民団体の動きを契機に、市で検討していた補助制度について、社協と共同で内容を進めた。また、道路運送法の関係から、当市交通部局や運輸支局とも連携を取り、制度設計を実施。
- ④令和3年度より高齢者の移送支援を行う団体を対象に補助金を交付する「松江市高齢者移送活動支援補助金」を開始。菅浦区自治会の「菅浦手助す一隊」が当該補助を利用して活動中。

見込んでいる成果

- ☐ 新規認定者に係る内容
- ☐ 要介護認定者に係る内容
- ☒ 高齢者の主観的な評価に係る内容
- ☐ 介護給付費、一人当たり介護給付費に係る内容
- ☐ サービス利用期間に係る内容
- ☐ 医療・ケア従事者・事業所に係る内容
- ☐ その他

～具体的な内容～

『通いの場』、『買い物』等の地域の高齢者の出かける機会を増やし、孤立化、引きこもりを防止し、介護予防につなげる。元気高齢者の活躍の場として、移送活動を行う高齢者の介護予防を図る。

【利用状況】

	利用者	運行台数
【試験運行】 R2.12/1～R3.3/31	103名	53台
【本格運行】 R3.4/1～R4.2/25	417名	196台
【合計】 R2.12/1～R4.2/25	520名	249台

今後の課題・展望

- 現時点で制度を利用しているのは1地区であるが、同様の課題を抱えている地区は多い。現在運用中の地区を参考にし、公共交通サービスとの調整も図りながら、地域要望に応じて制度活用を進めていく。

- **生活に必要な外出に困る高齢者の増加と互助活動**
 - **地域で支え合う取組み事例 & 自治体による立上げ支援**
 - ・デイサービス事業所など法人の公益的な取組と地域の連携
 - ・困りごと支援(生活支援)のメニューのなかで車を使う支援
 - **道路運送法の登録が必要な活動と課題**
 - **道路運送法の登録が必要でない互助活動**
 - **厚生労働省マターの補助金および交付金**
- **事故について & 事故への備えと保険**

事故は、起こらないようにすることが**基本**
(リスクマネジメントが重要！)

①運転者講習の受講

運転免許を取得してウン十年。知らず知らずに身に付いた**自分の運転のクセ**を、**互助活動**を始める前に**知る**。修正する

②**互助活動による大きな事故**は もともと**少ない**→(タクシーと異なり)行先が限定されている：通いの場、スーパー、病院等の反復

③自分たちのルールで地域を限定

事例)新潟県燕市「地域の茶の間」送迎

★利用者や、(同居・別居を問わず) 家族にも活動の主旨を理解して利用してもらうことが重要
利用申込書の事例

国土交通大臣認定 運転者講習

- ・福祉有償運送(登録制度)の**運転者**は、①二種免許保有者または ②上記 大臣認定講習受講が必要。**座学&実技**。「認定講習修了証」が授与される

安全運転講習

- ・大臣認定講習のうち、**互助活動に必要な部分をコンパクトに抜粋した講習**。座学&実技。「安全運転講習修了証」が授与される

団体名	高齢者の閉じこもり予防や自立支援に関する主な活動				
サービス内容	運動	レク	送迎の有無と範囲	開設日時	利用者負担等
学校町みんなの茶の間	○	○	○ (町内)	水・金 10-15時	無料 第2水は食事会
ねっとわーくエプロン	○	○	○ (地区内)	月～金 10-15時	お茶代100円
ほっとくらぶ	○	○	○ (町内)	火・金 9-12時	下粟生津地区100円 その他200円
みんなの場所	○	○	○ (地区内)	火・木・金 10-15時	お茶代100円
吉田ふれ愛サロン「なかま」	○	○	○ (校区内)	木 10-13時	参加費100円

事故への備えと保険（自動車保険と活動保険）

- ・ 事故は、起きないようにするが、起きてしまったときは（通常の事故と同様に）保険会社に任せる

他人を乗せるとき特別な保険は必要ない

（全国移動ネットで、大手＆ネット申込損保会社に確認済）

任意保険は掛けるのが常識！



自動車保険の仕組み

● **自賠責保険**（強制保険） 対人賠償保険のみ

ケガ治療関係費、文書料、休業損害、慰謝料 最高120万円／死亡保障 3000万円

● **任意保険 重要**

対人賠償責任保険

対物賠償責任保険

人身傷害保険
（搭乗者傷害保険）

総合補償と呼ばれる商品は、この3つの保険が組み合わさっていることが多い
※このほかに「車両保険」なども付けることができる

＜対人賠償＞（家族以外の）**第三者に傷害を与えた場合**、傷害の程度に応じて（自賠責とあわせ）保険金が支払われる

同乗している利用者＝第三者

＜人身傷害＞責任割合にかかわらず、**運転者と同乗者の傷害に対して実際の損害額に応じた保険が支払われる**（cf.搭乗者傷害は一定額）

下記の場合は、「日常・レジャー用」から「業務用」に切り替えたほうがよい ※掛金は5,000円前後高くなる
・移動サービスを行う団体の所有車で、かつ年平均して1か月に15日以上を移動サービスに使う場合

保険種類		G K 見守るクルマの保険				運転者限定		限定なし		運転者年令		
		補償の概要				基本の補償						
相手への賠償 	対人賠償	事故により他人を死傷させ、法律上の損害賠償責任を負担する場合の補償です。				☐	無制限					対物超過修理費用特約 不正アクセス・車両救済費用特約 心神喪失等による事
	対物賠償	事故により他人の財物を損壊させ法律上の損害賠償責任を負担する場合の補償です。				☐	無制限 (免責金額なし)					
おケガの補償 	人身傷害	ご契約のお車に搭乗中などの事故により、傷害を被った場合の補償です。				☐	1名につき 5,000万円 無保険車との事故によりケガをして、死亡した場合または後遺障害が生じた場合 1名につき 2億円					自動車事故特約 入院・後遺障害時に傷害一時金（1万円）
	傷害一時金	人身傷害保険のお支払対象となる事故により、ご契約のお車に搭乗中の方などが、傷害を被り入院または通院した場合の補償です。				☐	治療日数5日未満の場合 1万円 治療日数5日以上の場合 10万円					
お車の補償 	車両保険	ご契約のお車が事故によって損害を被った場合の補償です。				☐	ご契約タイプ：一般補償 車両保険金額 125万円 免責金額 事故1回目 5万円 事故2回目以降 10万円					新車特約 新車保険金額23 全損時諸費用倍額 車内手荷物等特約
		①相手自動車との衝突・接触（相手自動車を確認できる場合）	②あて逃げ	③所有する別の自動車との衝突・接触	④火災・爆発	⑤盗難	⑥騒擾（じょう）等に伴う暴力行為または破壊行為	⑦台風・竜巻・洪水・高潮	⑧落書き、いたずら、窓ガラス破損	⑨飛来中または落下中の他物との衝突	⑩その他偶発な事故（①～⑨および⑪～⑭を除く）	⑪歩行者・自転車・動物との衝突・接触
		☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
		ロードサービス費用特約										

活動時だけ掛けて 事故を補償する保険

【補償内容と保険料について】

保険期間：1年

移動サービス専用 自動車保険

(移動サービス事業者向け自動車保険特約付帯一般自動車保険)



移動支援ボランティア活動中に 自動車事故が起きてしまったら…

困っている人を助けたいけど
事故が起これたら
どうしよう?

病院や買い物、
役所の用事はどうしよう…

ドライバーの方の名義の
自動車保険ではなく、こちらで
用意できないかな?

免許を
返納した
公共交通機関
の不足
深刻な社会問題

ボランティア
ドライバー

市町村・社会福祉法人・
NPOなどの運営主体

移動サービス専用自動車保険とは…

ボランティアドライバー等の所有自動車を使用して移動サービスを提供している間の事故
について持ち込み車両の自動車保険に優先して保険金をお支払いする保険です。

**この商品によってボランティアドライバーの自動車保険を
使用する必要がなくなります!**

【本保険のイメージ】



保険期間終了後、通知内容に基づき算定保険料を計算し、契約締結時に領収した算定保険料との差額を追加徴収または返還します。

補償内容	車両保険ありプラン		車両保険なしプラン
対人賠償責任保険	無制限 免責金額(自己負担額) なし	無制限 免責金額(自己負担額) なし	無制限 免責金額(自己負担額) なし
対物賠償責任保険	無制限 免責金額(自己負担額) なし	無制限 免責金額(自己負担額) なし	無制限 免責金額(自己負担額) なし
自損事故傷害特約	○	○	○
対物超過修理費用補償特約	○	○	○
車両保険(一般条件) (保険金額300万円※1)	○ 免責金額(自己負担額) なし	○ 免責金額(自己負担額) 3万円	×
概算保険料 (1台・稼働日1日あたり)※2	1,210円	1,150円	400円

※1 時価額または保険金額(上記プランの場合300万円)のいずれか低い額を限度に保険金を支払います。

※2 実際の保険料は、お見積り時に保険会社にて算出致します。2年目以降の保険料は、前年度の保険金の支払い状況に応じて、割増引を適用します。

(注) 上記で対象とならない補償および車両保険等保険金額が異なるケースでは、運転者が加入している車両の保険を使うことも可能です。

移動サービスの提供における合理的な経路を著しく逸脱して自動車を実行している間に生じた事故による損害・被害(特約)については保険金を支払いません。
対人賠償において、自賠責保険等により支払われる金額がある場合は、その超過額に対してのみ保険金を支払います。

保険料例

車両保険なしプラン、対象台数2台、稼働日100日の場合

400円 × 2台 × 100日 = 年間保険料 **80,000円**

【個々の車両の責任期間】

移動サービスの運転を開始した時から、その運転を終了した時まで(合理的な経路・範囲に限りです)。

個々の移動サービスごとの自家用自動車の運転者、登録番号等、運行開始した日時および終了した日時等を毎月株式会社エーエージェント(保険代理店)に通知することが必要です。

お手続きの流れ

契約時

プランの選定、概算保険料の算出

・対象車両ごとに、想定される年間の稼働日数を算出し、年間の保険料を計算します。
・各車両の年間保険料の合計が、契約時の概算保険料となります。

保険期間中

通知

・車両ごとの輸送実績を毎月所定の期日までに通知します。
・運転者の追加や車両の追加があった場合には、毎月所定の期日までに通知します(事後通知可)。

保険期間終了時

保険料の精算

・通知内容に基づき算定保険料を計算し、契約締結時に領収した算定保険料との差額を
追加徴収または返還します。

上記は、移動サービス専用自動車保険(移動サービス事業者向け自動車保険特約付帯一般自動車保険)の概要をご紹介します。ご不明等がある場合には、
取扱代理店までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

取扱代理店: 株式会社エーエージェント

〒162-0845 東京都新宿区市谷本町3-29
FORECAST市ヶ谷7階 本社営業部
TEL:03-6280-7813 FAX:03-6280-7814

引受保険会社: 東京海上日動火災保険株式会社

公務第一部公務第一課
〒102-8014 東京都千代田区三番町6-4
TEL:03-3515-4122 FAX:03-3515-4123

2020年11月作成 20-T03732

●保険契約者：移動
支援の実施団体（法
人格は不問）

●対象となる自動車：
①登録ドライバーもしくは
家族名義の車両
②社会福祉法人等から
無償で借り受ける車
両

●損保ジャパンの商品
は、車両保険ありの場
合、人身傷害を付加
(2021年1月から)

※契約に含まれていない
各種特約については、持
込車両の（本来の）自
動車保険を併用するこ
とが必要になる場合もある

地域の移動を支える保険

移動支援サービス事業用自動車保険特約(優先払型)

協力する側は？
困っている人を助けたいけど事故が起きたらどうしよう？
ボランティアドライバー

！これからは！
地域の移動を支える保険で

安心 便利

交通手段の解決策

移動支援サービス
提供者側は？
ドライバーの方の名義の自動車保険ではなく、こちらで用意できないかな？
市町村・社会福祉法人・NPOなどの運営主体

みんな安心!!

深刻な課題

地域の移動を支える保険とは？

ボランティアドライバー等の所有自動車を使用して移動支援サービスを提供している間の事故について、ボランティアドライバー等の自動車保険に優先してお支払いする保険です。

『地域の移動を支えるドライバーも利用者』

市町村・社会福祉法人・NPO法人等が加入している移動支援サービスを提供している間の事故については、ボランティアドライバー等が加入している自動車保険に優先してお支払いする保険です。

保険の概要と保険料等については、裏面をご覧ください。

保険会社から十分な聴き取りをしてシミュレーションしてください。車両保険付の場合、掛金が膨大になることも。車両保険なしプランの場合、本来の保険と併用せざるを得なかった結果 等級がダウンすることもある。専用保険をかけずに、自治会や団体等が、車両提供者の掛金up分を支援している事例もある

基本補償／特約		①基本プラン (車両／人傷あり)						②ライトプラン (車両／人傷なし)	
対人賠償責任保険		保険金額：無制限						保険金額：無制限	
対物賠償責任保険		保険金額：無制限 (自己負担額なし)						保険金額：無制限 (自己負担額なし)	
対物全損時修理差額費用特約		○						○	
人身傷害特約		保険金額：3,000万円						×	
自損事故傷害特約		× ※人身傷害特約に包含して補償します。						○	
車両保険	保険金額	50万円		100万円		200万円		300万円	
	自己負担額	0万円	3万円	0万円	3万円	0万円	3万円	0万円	3万円
保険料 (1台・稼働日1日あたり)		1,150円	1,100円	1,300円	1,250円	1,450円	1,400円	1,600円	1,550円
		400円							

(注) 上記以外の補償は自動車を所有する登録ドライバーが加入している自動車保険を使うことになります。

ボランティアと利用者に切れ目のない補償が行われるよう 保険をかける（乗車中の事故より降車後の事故のほうが多い）

送迎サービス補償 (傷害保険)

<https://www.fukushihoken.co.jp>

ふくしの保険

検索

移送・送迎サービス中に

- 交通事故などにより利用者がケガをした …… Aプラン
 - 特定した自動車に搭乗している利用者・運転者などがケガをした …… Bプラン
- などの事故を補償します



社会福祉法人 全国社会福祉協議会

〔本制度の契約形態〕

本制度は、団体などが行う送迎サービスの利用者（Aプラン）と送迎自動車の搭乗者（Bプラン）を被保険者（保険の補償を受けられる方）として全国社会福祉協議会が一括して損害保険会社と締結する団体契約です。

〔注〕保険金のお支払方法等重要な事項は、「この保険のあらまし」以降に記載されていますので、必ずご参照ください。

補償金額（保険金額）・保険料（団体割引20%適用済）

Aプラン・Bプランとも2口までご加入いただけます。

（1口あたり）

保険金の種類		ご加入プラン	Aプラン（利用者特定方式） 行事参加者の乗車危険保険補償特約セット	Bプラン（自動車特定方式） 交通乗用車乗車中の乗車危険補償特約セット
死亡保険金			345.2万円 ^{※1}	351.5万円 ^{※1}
後遺障害保険金			345.2万円（限度額） ^{※2}	351.5万円（限度額） ^{※2}
入院保険金日額			3,400円	4,000円
手術 保険金	入院中の手術		34,000円	40,000円
	外来の手術		17,000円	20,000円
通院保険金日額			2,200円	2,600円
保険料（1口あたり）			利用者1名 利用日数1日 20円 （1申込につき最低保険料 1,000円）	（自家用乗用車・自家用貨物車とも） ^{※3} （※4）法定乗車定員1名 1年間 2,000円

※1 すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。

※2 障害の程度により、死亡・後遺障害保険金額の4～100%

※3 身体障害者輸送車を含みます。

※4 車検証に記載されている法定乗車定員をいいます。

	ボランティア 自宅発	⇔	送迎車にボラン ティア乗車中	⇔	送迎車に利 用者乗車中	⇔	買い物やサ ロンに参加 中
自動車保険			●		●		
ボランティア活動保 険（無償ボラ）	●	●		●		●	●
ボランティア行事用 保険（Aプラン）				●		●	●
送迎サービス補償 （Aプラン）				●	●	●	●
送迎サービス補償 （Bプラン）			●		●		
福祉サービス総合補 償（有償ボラ）	●	●		●		●	●

【利用登録(または入会)申込書】(事例)

この活動は、お互いさまの支え合いの地域をつくるために行われています。

事故は起きないように努力していますが、万がいち事故が発生した際は、契約している自動車保険等の範囲内で補償します。合意いただける場合は、利用登録(または入会)してください。

貴会の活動趣旨に賛同したので、利用の登録(または入会)をします。事故の際の補償についても了解しました。

令和 年 月 日

お名前(ご本人)	お名前(ご家族)
電話番号(ご家族)	電話番号(ご家族)
生年月日	昭和 年 月 日
ご住所	
緊急時連絡先(お名前、電話番号、続柄)	

＜個人情報の取扱いについて＞

- ・ご記入いただいた個人情報は、支援活動を行う際に利用します。
- ・上記の目的以外で使用したり、あらかじめご本人の同意なく第三者に提供したりすることはありません。

〇〇の会

実施要綱・規約等も必要。
利用申込書に活動趣旨や事故のさいの補償について記載しておくこともリスクマネジメントの1つ